

官

報

号外 昭和二十三年七月三日

○第二回

衆議院会議録第七十六号

昭和二十三年七月二日(金曜日)

午後四時八分開議

議事日程 第七十二号

昭和二十三年七月二日(金曜日)

午後一時開議

第一 建設省設置法案(内閣提出)

第二 漁船保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 日本學術會議法案(内閣提出)

第四 損害保険料率算出團体に関する法律案(内閣提出)

第五 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、財務局及び税務署の増設に關し承認を求める件

第六 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(松岡駿吉君) これより会議を開きます。

○議長(松岡駿吉君) 本日内閣より、一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算中修正したいから承諾を得たとの申出がありました。順次これを許します。上林山榮吉君

○議長(松岡駿吉君) 本日内閣より、去る六月七日提出した昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算中修正したいから承諾を得たとの申出がありました。順次これを許します。上林山榮吉君

○上林山榮吉君 大だいま政府は一二

十三年度予算の修正に対するところの承認を求められんとしておるのであります。が、私は民主自由党を代表いたしましたして、これに関する質疑を試みたのであります。

昭和二十三年度予算は、組閣以來数箇月を要して、ようやくでき上つたのであつたが、本日ここにこれが修正をなすに立ち至つたことは、議会政治のために、まことに遺憾とするところであります。(拍手)

言つまでもなく芦田内閣は、三党政策協定を基盤にしてできたところの、歴代まれに見る脆弱なる内閣であるが、いずれにしても、不完全ながら政黨内閣であることには疑いないのであります。よつて、芦田内閣の提出した予算案には、與党的政策が当然反映してきましたものであると言わねばならぬのであります。(拍手)かかるに、会期を二回も延長してきたにもかかわらず、会期切迫の今日に至り、與党的要求によつて予算に修正が加えられ、これに予算修正の承認を認めねばならぬということは、政党内閣として、まさしく、会期切迫の今日に至り、與党的要求によつて予算に修正が加えられ、これに予算修正の承認を認めねばならぬといつて、質疑の通告がありま

す。順次これを許します。上林山榮吉君

○上林山榮吉君 大だいま政府は一二

十一年度予算の修正に対するところの承認を求められんとしておるのであります。が、私は民主自由党を代表いたしましたして、これに関する質疑を試みたのであります。

閣の権威を失墜したものであると言わねばなりません。(拍手)また、予算成立を遅らして國務を濫瀝せしめたということは、國会及び國民に対し、当然なに立ち至つたことは、議会政治のため、まことに遺憾とするところであります。(拍手)

言つまでもなく芦田内閣は、三党政策協定を基盤にしてできたところの、内閣總理大臣は、はたしていかなる見解をもつてゐるのであるか、明確な責任のある答弁を要求したいのであります。

次に、財政當局者であり、責任者である大藏大臣は、自信をもつて編成したる予算であるから、與党的修正といえども、これに應じがたいと、強硬に主張していたのであるが、今回の措置

に對して、いかなる政治的責任を感じてゐるか。それとも、單にやむを得ないものとして、現内閣特有のはおかぶり體術で、あくまで行くつもりであるか、この点、明瞭に承りたいのであります。(拍手)

また鉄道運賃が、國民の輿論に押さ

れ、あるいは野党軍の圧力に耐えかね

て、相當修正せられたのであるが、独

立採算制を強調してきた運輸大臣とし

ては、政治的責任を痛感して、すでに

進退を考慮していると言はれて

いるかの件について、質疑の通告がありま

す。順次これを許します。上林山榮吉君

○上林山榮吉君 大だいま政府は一二

十一年度予算の修正に対するところの承認を求められんとしておるのであります。が、私は民主自由党を代表いたしましたして、これに関する質疑を試みたのであります。

なお、この問題に關し、昨日参議院において質問を受けた大藏大臣は、必

要があれば適當なる処置を講すると答

弁し、さらに適當なる処置とはどうい

うことであるか、という再質問に対し、

適當なる処置とは適當な処置である

と、まことに人を食つた答弁をしてお

るのであるが、これに対し労働大臣は、

良心的にいかなる見解をもつてゐるの

であるか。この見解に對して、私は正

確な答弁を要求したいのであります。

さらに一步進めて具体的に言うなら

ば、七月または八月に三千七百円の

ベースの賃金改訂を含む追加予算を提

出せねばならぬと思つてるのである

かどうか。この点も、併せて明瞭にお

いて頼みたいのであります。また、予算

成立終了後において、本問題に對する内閣の共同責任を主張し、あるいは労働大臣として、責任政治の立場から、

○國務大臣(岡田勢一君) お答えいた

ます。運賃値上げの倍率が修正されることによりまして、私が進退を考慮していないかといふお話は、私といたしましては毫も進退の考慮はいたしておりません。(拍手)

思ひのあります。(拍手)

○國務大臣(加藤勸十君) 予算編成に

際して、將來に向つて確信のないことになぜ承認を與えたか、こういう御質

が、國の質問に對して、総理大臣及び大臣と加藤勸十君との答弁には、根本的な食い違いがあるのであります。

政府はしばり予算委員会等においてお答えした通り、國会をもつて國權根本的な食い違いがあるのであります。

しかし、年間を通じて三千七百円ベースを維持する自信はないと勞相は

あります。

（拍手）この点をはつきりと

伺いたいのであります。

なお、この問題に關し、昨日参議院において質問を受けた大藏大臣は、必

要があれば適當なる処置を講すると答

弁し、さらに適當なる処置とはどうい

うことであるか、という再質問に対し、

適當なる処置とは適當な処置である

と、まことに人を食つた答弁をしてお

るのであるが、これに対し労働大臣は、

良心的にいかなる見解をもつてゐるの

であるか。この見解に對して、私は正

確な答弁を要求したいのであります。

さらに一步進めて具体的に言うなら

ば、七月または八月に三千七百円の

ベースの賃金改訂を含む追加予算を提

出せねばならぬと思つてるのである

かどうか。この点も、併せて明瞭にお

いて頼みたいのであります。また、予算

成立終了後において、本問題に對する内閣の共同責任を主張し、あるいは労働大臣として、責任政治の立場から、

○國務大臣(岡田勢一君) お答えいた

ます。運賃値上げの倍率が修正され

ることによりまして、私が進退を考

慮していないかといふお話は、私と

いたしましては毫も進退の考慮は

いたおりません。(拍手)

思ひのあります。(拍手)

○國務大臣(加藤勸十君) 予算編成に

際して、將來に向つて確信のないこと

になぜ承認を與えたか、こういう御質

間の第一の趣旨でありましたが、この点に対しましては、しばらく委員会等においても答えております通り、予算編成が行われ、閣議において審議が行われました当時においては、その給與算出の基礎において妥当性をもち、合理性あるがゆえに、これを承認したのであります。その後の情勢において、このインフレーションの激動下における年間全期間を通じて確信があると言われるならば、確信がないといふことくらい、正面にして率直なる答弁はないと考えます。

第二の、三千七百円ペースを変更して追加予算を出す意思があるかないか、こういう御質問であります。この点は、昨日もお答えいたしました通り、目下組合側と團体交渉が進行中でありますからして、その妥結いかんを見なければ、今日この席において、はつきり申し上げることはできないのであります。

第三の、三千七百円ペースの問題について、昨日參議院の予算総会で、大藏大臣が、適当な措置を講ずると言つたということであるが、それを一休労働大臣は何と思うか、こういう御質問の趣旨であつたと存じます。この点に対しまして、私は大藏大臣がどういふことを意図されておるか知りませんが、労働大臣としては、やはり團体交渉の妥結のいかんによつては適当なる措置を講じなければならない、このように考えております。(拍手)

○上林山榮吉君 総理大臣を初め他の閣僚諸君の答弁を聞いていますと、たかも國会の審議権を尊重する建前に

おいて修正に應じたのであると、こういうような説弁を弄しておられるのであるが……

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。——静粛に願います。

○上林山榮吉君(續) これは明らかに責任を回避せんとする政府の意図を露骨に表明したもののは何ものでもないと言わなければなりません。(拍手)

○國務大臣(芦田均君) 追加予算を出す。——静粛に願います。

○國務大臣(芦田均君登壇) これは明らかに表明したもののは何ものでもないと言わなければなりません。予期せざる問題が起つたときには、あるいは出

現らかにしておるのであります。今回

の政府のそれる処置は、この方針によつて、政府みずから責任によつて提出をしたものです。これを、あ

たかも與党の諸君の要望があつたから——われ——野党が大幅修正の態度

をもつて臨んできたことに対する與党側のあわて方が……

〔発言する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○上林山榮吉君(續) あるいは與党間の対立が、政府をしてやむを得ず政府の責任における提出の形式によつて、この承認を求める案を出さしたといふことは、これは当然過ぎるほど当然であります。

○上林山榮吉君(續) あるいは與党間の実質的な点において、これ以上の重大的な政治責任を負わなければならぬ。(拍手)こういふうに私どもは考へておる。見よによつては、自分の

あると言わなければなりません。(拍手)これに対して、あたかも國会の審議権を尊重するかのごとき、偽装せると

あると言わなければなりません。(拍手)これは、今日突如として政府案の修正が提出に至つたことは、實に心外にいたしましたのであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

ことができるに至つたことは、實に心外にいたしましたのであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

ことができないであります。少くとも政府

この意味合いでおいて、私はさらに

おいて修正に應じたのであると、こう

いうような説弁を弄しておられるのであるが……

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○國務大臣(芦田均君) 追加予算を出

す。——静粛に願います。

○國務大臣(芦田均君登壇) 予算委員長の鈴木

ペースを中心にするところの予算のず

れによつて起る予算執行に対する責任

を負う意味において追加予算を出すべ

き必要があると考えておるかどうか。

あるいは近々臨時國會を開いて、さら

にこの問題に對して政府として取組ま

なければならぬと思つておるのである

かどうか。この点を第一にお伺いいた

したいのであります。

○議長(松岡駒吉君) 大神善吉君。

○大神善吉君(續) 予算委員長の鈴木

茂三郎君が、しかも西尾君が予算は官僚に任しておけばいいということを言つたと發表せられておる。これを見て

すようなことがあるかもしれません。

内閣は辭職する勇氣があるかどうかかうとは考えておりません。予期せざる問題が起つたときには、あるいは出

すようなことがあるかもしれません。

内閣は辭職する勇氣があるかどうかかうとは考えておりません。予期せざる問題が起つたときには、あるいは出

すようないふうに思つておる限り、辭職する勇氣

はございません。

○議長(松岡駒吉君) 大神善吉君。

○大神善吉君(續) 芦田内閣は、会期に会期を延長せられましたが、この会期の

延長によつて、今日まで予算を慎重審議いたしてまいつたのであります。し

かれるに、今日突如として政府案の修正

が提出に至つたことは、實に心外にいたしましたのであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

ことができるに至つたことは、實に心外にいたしましたのであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

ことができないであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

ことができないであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

ことができないであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

ことができないであります。少くとも政府

は、一旦こうときめたものを実行する

うか。この点を、私は重ねて要求いたしました」と呼び、その他発言する者あり」

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○大神善吉君(續) 予算委員長の鈴木

茂三郎君が、しかも西尾君が予算は官僚に任しておけばいいということを言つたと發表せられておる。これを見て

も、はつきりわかる。少くとも現下の日

本の政治は、いかなる人がやつてもむずかしいということは、私もよく承知しておる。であるから、芦田さんがこ

の内閣をとられて以來、不肖大神は、一言も反対の意見を述べたことがない

のである。しかし大藏大臣は、いかな

ことがあつても予算の修正をしない

と言つておきな

がら、また予算の修正をする。これで

は、すべての國民がどこに信用をおいて生活をすることができるかと、いうこ

とを考えたときに、政府そのものがふらふらしておつては、國民はふらつかざるを得ないのであります。(拍手)

○大藏大臣(續) あるから、この予算でいかなければならぬのであるから、絶対的にこの予算は

かえませんと、予算委員会で言われた。

私は、その精神に感心して、實に偉い人であると思つた。しかるに何がゆえか、延期に延期をして慎重審議をされ

たあげく、あと三日間しかないにもかかわらず、またぞろ修正を政府案とし

て出すということは、國民をますく迷わせることになるのであります。

今日芦田さんの内閣は、無理に内閣をおとりになつたのでありますから、

よほど決心をして政治を行わなかつたかも

ならば、日本國民は信頼することがあります。拍手)少くとも、あなたが一旦こうだと実行に移さんとすることは、いかなる反対があつても実行してもらつてこそ、それでよし悪しを初めてわれへるはおられましたのに、今日のごとくふらりとしておられたのでは、われへる國民はいかに迷うことができるのであります。しかるに、芦田さんは、この國民のすべときには、芦田さんは、この國民に対する責任を痛感せられるならば、ここに連絡かに責任を痛感せられるのであります。もしあなたが、この國民に対する責任を痛感せられるならば、ここに連絡やかに辞表を提出して交代せられるとが、私は正しいと思うのであります。(拍手)

○大神善吉君答：壇）  
て、私は法律をお尋ねしておるのであります。  
ない。あなたの精神を聞いておる。あなたが絶対にかえないと、言質を取  
えておられたにもかかわらず、かえたではありませんか。それが私は氣に付  
らない。何を言つても、その場限りで、するゝ逃げていつてしまふ。こ  
ういう杜漏な精神だらうと思う。大臣ともあらうものは、國民に安心の  
與えられる、しつかりした御回答を願  
いたいのである。

○議長(松岡駒吉君) 探決について異議があるようでありますから、政府の要求を承認する諸君の起立を求めます。

「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然

○議長(松岡駿吉君) 静謐に願います。——静謐に願いまさ。

大臣と申あつたのれ、國事に専心の御回答を願  
與えられる、しつかりした御回答を願  
いたいのである。

（説明）（本島馬鹿）吉井尚に屬します。採決について黙認がありまつかね、記名投票を行います。——正式な異議があれば記名投票をやるのです。むやみに騒がないでください。

代表し、國民を救うという信念があるかないかを聽いておるのであります。それによつて今後の行動をとつても、

諸君は白票、反対の諸君は青票を御持参願います。閉鎖。氏名占呼を命します。

いたいということを言つておるのであります。

〔参考氏名を点呼〕

誠実に御奉公する熱意があるかといふ御質問であります。お尋ねの趣旨の通りであります。

投票を計算いたさせます。  
〔参考投票の数を計算〕

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕  
○國務大臣(北村徳太郎君) 私の答弁は、さきに申し上げた通りであります。

務総長より御報告いたさをます。  
〔事務総長朗説〕

○議長（松岡駒吉君）お詫びいたしません。  
す。内閣申出の修正を承諾するに御用

可とする者(白票) 一百一十一  
否とする者(青票) 百七十一  
〔拍手〕

「異議なし」「異議あり」と呼ぶ事  
ありますか

○議長(松岡義吉君)右の結果、政令の申出の修正を承認するに決しました。

〔諱長(村田駿吉著) 徒里説などとも  
めます。…  
〔癡言する者多し〕

〔参考〕

官報號外

昭和二十三年七月三日

衆議院會議錄第七十六号

○議長(松岡駒吉君) 採決について異議があるようでありますから、政府の要求を承認する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「異議あり」と呼び、その他發言する者多く、議場騒然

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。

〔議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。——静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。——静肅に願います。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願います。採決について異議がありますから、記名投票を行います。——正式な異議があれば記名投票をやるのです。むやみに騒がないでください。

内閣申出の修正を承認するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を御持参願います。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参考照〕

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務総長より御報告いたします。

〔事務総長朗読〕

投票總数 三百九十三  
可とする者(白票) 二百二十一  
否とする者(青票) 百七十二  
〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 右の結果、政府の申出の修正を承諾するに決しました。

〔参考照〕

赤松 勇君 井伊 誠一君 正吉君 伊藤卯四郎君 池谷 信一君 伊瀬幸太郎君 井谷 稔君 今澄 勇君 海野 三朗君 猪俣 清三君 赤松 滝沼稻次郎君 井上 良次君 伊瀬幸太郎君 井伊 誠一君 石神 啓吾君 受田 新吉君 加藤 勘十君 花月 純誠君 梶川 靜雄君 上林與市郎君 川島 金次君 河合 義一君 菊地 重作君 佐々木更三君 島上善五郎君 笹口 晃君 佐藤觀次郎君 鈴木 義男君 田中 松月君 久保田鶴松君 佐竹 千代君 竹内 克巳君 辻井民之助君 戸叶 里子君 田淵 美夫君 竹谷源太郎君 富吉 榮二君 中崎 敏君 成田 知巳君 田中 稔男君 高津 正道君 庄司 彦男君 重井 鹿治君 佐竹 新市君 榊原 千代君 竹井直作君 野溝 勝君 西村 榮一君 水江 一夫君 成田 知巳君 野上 健次郎君 細野三千雄君 稲原繁太郎君 福田 昌子君 細川 隆元君 前田榮之助君 正木 清君

午後五時十一分休憩

國有鐵道運賃法案(內閣提出)

**第二條** 旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

**第二條** 旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

客運賃及び貨物運賃並びにこれに  
関連する運賃及び料金は、この法  
律の定めるところによる。

2 前項の運賃及び料金は、左の原  
則によつてこれを定める。

一 公正妥当なものであること。

二 原價を償うものであること。

三 施業の発達に資すること。

四 貨金及び物價の安定に寄與す  
ること。

○ 笹口昇君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなむちこの際、内閣提出、國有鉄道運賃法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議とを進められんことを望みます。

○ 議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○ 議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

國有鉄道運賃法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及  
び交通委員長川野芳満君。

一三等の賃率は、營業キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円二十五銭、百五十キロメートルをこえる部分は九十銭とする。

二二等の運賃は三等の三倍、一等の運賃は三等の六倍の額とする。

(航路の旅客運賃)

第四條 航路の普通旅客運賃は、別表第一の通りとする。

(定期旅客運賃)

第五條 定期旅客運賃は、左の各号の規定に従い、運輸大臣がこれを定める。

本田 英作君  
久保 猛夫君  
長谷川俊一君  
否とする議員の氏名  
青木 孝義君

青柳 高一君

淺利	三朗君	有田	二郎君	伊藤	鄉一君	石原	圓吉君	泉山	三六君	稻田	直道君	岩本	修行君	内海	安吉君	小笠原	八十美君	生越	三郎君	大内	一郎君	大澤	嘉平治君	利右衛門	門	鐵治	良作君	大村	清一君	柏原	義則君	川村	善八郎君	菊池	義郎君	倉石	忠雄君	小暮	藤三郎君	古賀	喜太郎君	佐々木	秀世君	佐瀬	昌三君	坂田	道太君	重富	卓君	澁谷	雄太郎君	庄	忠人君	白井	佐吉君	鈴木	里一郎君	鈴木	正文君	關内	正一君	田中	萬逸君	田口助	太郎君	高橋	英吉君	塙田	十一郎君	綱島	正興君
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	------	----	-----	----	-----	----	------	------	---	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	------	----	------	-----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	------	---	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	------	----	-----

井上	東	舞英君
石田	磯崎	知治君
石原	今村	眞澄君
植原悅二郎君	志助君	博英君
江崎	小川原政信君	登君
尾崎	未吉君	
大石	武一君	
大上	司君	
大野	伴睦君	
岡井藤志郎君		
角田	幸吉君	
神田	博君	
上林山榮吉君		
栗山長次郎君		
小平	久雄君	
近藤	鶴代君	
佐々木感雄君		
佐藤	通吉君	
坂本	實君	
島村	一郎君	
庄司	一郎君	
周東	英雄君	
鈴木	仙八君	
鈴木	明良君	
千賀	康治君	
田中	角榮君	
田村	虎一君	
高田	弥市君	
竹尾	式君	
圓谷	寛一君	
辻	光衛君	

富田	中嶋	勝	照君
中山	仲内	マサ君	マサ君
根本龍太郎君	花村	健三郎君	憲治君
夏堀源三郎君	原田	憲君	原田
平井	義一君	義一君	義一君
平島	良一君	良一君	長尾
深津玉一郎君	西村	達生君	達生君
淵上房太郎君	中村	久之君	久之君
古島	嘉壽君	武雄君	武雄君
本多	義美君	義美君	義美君
市郎君	林	誼三君	誼三君
前田	林	頃貝	頃貝
益谷	原	誼君	誼君
松崎	廣川	弘禪君	弘禪君
松野	平澤	長吉君	長吉君
秀次君	福永	一臣君	一臣君
松井	降旗	徳弥君	徳弥君
豊吉君	星島	二郎君	二郎君
東介君	本間	俊一君	俊一君
朝治君	前田	正男君	正男君
賴三君	前田	甲子七君	甲子七君
三浦寅之助君	松浦	榮君	榮君
水谷	松木	弘君	弘君
松崎	松木	正一君	正一君
明禮輝三郎君	松木	一郎君	一郎君
村上	増田	三喜男君	三喜男君
森	水田	喜一君	喜一君
梁井	喜一君	靖君	靖君
若松	村上	宮幡	宮幡
山崎	松本	喜一君	喜一君
山村新治郎君	松本	武藤	武藤
大石ヨシエ君	山崎	清治君	清治君
大神	八木	一郎君	一郎君
佐竹	八木	義芳君	義芳君
田中	山本	猛夫君	猛夫君
外崎千代吉君	山本	山口喜久一郎君	山口喜久一郎君
早川	渡邊	良夫君	良夫君
崇君	赤松	明勅君	明勅君
	鉢木	博夫君	博夫君
	叶	凸君	凸君
	高瀬	善幸君	善幸君
	成重	喜市君	喜市君
	光眞君	傳君	傳君

藤田 榮君 本藤 恒松君  
松澤 一君 松本 真一君  
宮村 又八君 齋藤 晃君  
中村元治郎君 森山 武彦君  
河口 陽一君 北 二郎君  
高倉 定助君 寺崎 覚君  
中野 四郎君 中村 寅太君  
木村 榮君 德田 球一君  
野坂 参三君 林 百郎君  
○議長(松岡駒吉君) この際、暫時休憩  
憩いたします。

午後八時九分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き  
會議を開きます。

午後五時十一分休憩

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き  
會議を開きます。

國有鉄道運賃法案(内閣提出)

○笛口晃君 議事日程追加の緊急動議  
を提出いたします。すなはちこの際、  
内閣提出、國有鉄道運賃法案を議題と  
なし、委員長の報告を求め、その審議  
を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笛口君の動議に  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認め  
ます。よつて日程は追加せられました。  
び交通委員長川野芳満君。

國有鉄道運賃法案

國有鉄道運賃法案

(總則)

2 関連する運賃及び料金は、この法律の定めるところによる。

2 前項の運賃及び料金は、左の原則によつてこれを定める。

一 公正妥当なものであること。

二 原價を償うものであること。

三 業業の発達に資すること。

四 貨金及び物價の安定に寄與すること。

（旅客運賃）

第二條 旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

2 旅客運賃の等級は、一等、二等及び三等とする。

（鉄道の普通旅客運賃）

第三條 鉄道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。

一 三等の貨率は、営業キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円二十五銭、一百五十キロメートルをこえる部分は九十銭とする。

二 二等の運賃は三等の六倍の額とする。

（航路の旅客運賃）

第四條 航路の普通旅客運賃は、別表第一の通りとする。

（定期旅客運賃）

第五條 定期旅客運賃は、左の各号の規定に従い、運輸大臣がこれを定める。

一 通用期間一箇月又は三箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の五十に相当する額をとることができない。

二 通用期間六箇月の定期旅客運

賃は、普通旅客運賃の百分の四十に相当する額をこえることができない。

#### (急行及び準急行料金)

第六條 急行料金及び準急行料金は、別表第二の通りとする。

入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の軽微な変更は、運輸大臣がこれを行うことができると。

#### (委任規定)

第九條 この法律に定めるもの

外、旅客又は貨物の運送に関する運賃及び料金並びにこの法律に定める賃率の適用に関する細目

は、運輸大臣がこれを定める。但し、鉄道營業法(明治三十三年法律第六十五号)の規定の適用を妨げない。

第十條 この法律の施行期日は、公

布の日から七日をこえない期間において、政令でこれを定める。

3 小口扱貨物運賃は、車扱貨物運賃の賃率を参考して運輸大臣の定める賃率による。

第八條 全体として國有鉄道の總收(運賃料金の軽微な変更)

#### 第十一條 鉄道營業法の一部を次の

「二月」を「七月」に改める。

#### 第三條 第二項中「運賃」の上に

「國有鉄道以外ノ鐵道ノ」を加え、

ように改正する。

#### 第十二條 昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言受諾に伴い発

する命令に関する件に基く鉄道營業法第三條第二項の規定の適用除外に関する政令(昭和二十二年政令第百十三号)は、これを廃止する。

#### 別表第一

#### 第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航 路 别		三等運賃	二等運賃	一等運賃
青	森	140	420	1140
宇	野	25	75	
仁	高	90	270	
宮	堀	3		
大	宮	7		
下	小	7		
	門			

#### 別表第二

#### 第六條の規定による急行料金表

種別	地 帶 別	三等料金	二等料金	一等料金
急 行 料 金	600キロメートルまで	180	360	540
	1200キロメートルまで	260	520	780
	1201キロメートル以上	350	700	1050
準 料 金	600キロメートルまで	90	180	270
急 行 料 金	1200キロメートルまで	130	260	390
	1201キロメートル以上	180	360	540

別表第三

#### 第七條の規定による車扱貨物賃率表

(一グラム・トンについて)

等級 キロ 程	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	95	73	55	44	38	37	33	29	26	23	21
20	127	97	74	59	51	49	44	39	35	31	27
30	160	122	93	74	64	61	55	48	44	39	34
40	192	146	112	89	77	73	66	58	53	46	41
50	224	171	130	103	90	86	77	68	61	54	48
60	256	195	149	118	103	98	88	77	70	62	55
70	289	220	168	133	116	110	99	87	79	70	62
80	321	244	186	148	129	122	109	97	88	77	68
90	353	269	205	163	142	135	120	106	96	85	75
100	385	293	224	178	154	147	131	116	105	93	82
120	422	321	245	195	169	161	144	127	115	102	90
140	459	249	267	212	184	175	157	138	125	111	98
160	496	377	288	229	199	189	169	149	135	120	106
180	533	406	310	246	214	203	182	160	145	128	113
200	570	434	331	263	228	217	194	171	156	137	121
220	607	462	353	280	243	231	207	183	166	146	129
240	644	490	374	297	258	245	219	194	176	155	137
260	681	518	395	314	273	259	232	205	186	164	145
280	718	546	417	331	288	273	245	216	196	173	153
300	755	574	438	348	302	287	257	227	206	182	161
320	792	602	460	365	317	301	270	238	216	191	168
340	829	631	481	382	332	316	282	249	226	199	176
360	866	659	503	399	347	330	295	260	236	208	184
380	903	687	524	416	362	344	308	271	246	217	192
400	940	715	546	433	376	358	320	282	256	226	200
420	974	740	565	448	390	370	331	293	265	234	207
440	1007	766	585	464	403	383	343	303	274	242	214
460	1041	791	604	479	417	396	354	313	284	250	221
480	1074	817	623	495	430	409	366	323	293	258	228
500	1108	842	643	510	443	421	377	333	302	266	235
550	1192	906	691	548	477	453	406	358	325	286	253
600	1275	969	740	587	510	485	434	383	347	306	271
650	1359	1033	789	626	544	517	462	408	370	327	289
700	1443	1097	837	664	577	549	491	433	393	347	306
750	1527	1160	886	703	611	580	519	458	416	367	324
800	1610	1224	934	741	644	612	548	483	438	387	342
850	1694	1283	983	780	678	644	576	509	461	407	360
900	1778	1351	1031	818	711	676	605	534	484	427	377
950	1862	1415	1080	857	745	708	633	559	507	447	395
1000	1945	1479	1129	895	778	740	662	584	530	467	413
1100	2113	1606	1226	972	845	803	719	634	575	507	448
1200	2280	1733	1323	1049	912	867	776	684	621	548	484
1300	2448	1861	1420	1126	979	931	833	735	666	583	519
1400	2615	1988	1517	1203	1046	994	890	785	712	628	555
1500	2783	2115	1614	1280	1113	1058	947	835	757	668	590
1600	2950	2242	1711	1357	1180	1121	1003	885	803	708	626
1700	3118	2370	1809	1435	1247	1185	1060	936	848	749	661
1800	3285	2497	1906	1512	1314	1249	1117	986	894	789	697
1900	3453	2624	2003	1589	1381	1312	1174	1036	940	829	732
3000	3620	2752	2100	1666	1448	1376	1231	1086	985	869	768
2100	3788	2879	2197	1743	1515	1440	1288	1137	1031	909	803
2200	3955	3006	2294	1820	1582	1503	1345	1187	1076	950	839
2300	4123	3134	2392	1897	1649	1567	1402	1237	1122	990	874
2400	4290	3261	2489	1974	1776	1631	1459	1287	1167	1030	945
2500	4458	3388	2586	2051	1783	1694	1516	1338	1213	1070	945
2600	4625	3515	2683	2128	1850	1758	1573	1388	1258	1110	981
2700	4793	3643	2780	2205	1917	1822	1630	1488	1304	1151	1017
2800	4960	3770	2877	2282	1934	1885	1687	1488	1350	1191	1052
2900	5128	3897	2974	2359	2051	1949	1744	1539	1395	1231	1083
3000	5295	4025	3072	2436	2118	2013	1801	1589	1441	1271	1123
以上100キロ を増すごとに	167	128	98	77	67	64	57	50	46	40	35

【都合により最終号の附録に掲載】

キロメートルを超える部分は九十銭と定めておることであります。

次いで民主党佐伯宗義君から、その党を代表して、旅客運賃については一五・五割を引上げること、これに伴つて別表第一及び第二に所要の修正を加えられること、施行の期日は公布の日から七日を超えない期間内において政令でこれを定めるとするのを、二十日を超えない期間内において、各規定につき改定されることといたる社会

旅運賃は十割の引上げに止め、普通定期は五割引上げ、学生定期は十八割引上げること、貨物運賃は二十割引上げに止めること、從つて別表第一、第二及び第三を改めるという修正意見を述べら

れたこと。

○川野芳滿君 ただいま議題となりました國有鉄道運賃法案について、運輸及び交通委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、六月三日、本委員会に付託され、越えて六月五日政府から提案理由の説明を聽取して以來、委員会を開くこと十六回、財政及び金融委員会との連合審査会を開くこと四回、その間、六月十二日には公聽会を開いて、鉄道運賃上げの可否、もし可とする場合には、その値上率について、利害関係者及び学識経験者の意見を聽取するなど、特に慎重審議をいたしたのであります。

本法案は、物價の改訂、賃金水準の引上げに伴つて、國有鉄道財政の均衡をはかるため、國有鉄道運賃の引上げを行つたもので、財政法第三條の特例に関する法律に基いて、國有鉄道運賃の基本賃率等を定めんとするものであります。

その内容のおもなる点をあぐれば、第一には、國有鉄道における運賃料金決定の原則として公正妥当なものであること、原價を償うものであること、産業の発達に資すること、賃金及び物價の安定に寄與することを定めていることであります。

第二には、旅客運賃及び急行料金について、現行運賃料金の約二十五割を引上げた新運賃料金を定め、鉄道の普通旅客運賃三等の賃率を、営業キロ

た車輌、小口扱いとともに、現行賃率と約二十五割を引上げた新賃率を定めておることであります。

その他、鉄道営業法第三條に規定する運賃その他の運送條件を加重する場合における一箇月の公告期間を、國有鉄道についてはこれを廃し、國鉄以外の鉄道についてはこれを七日に短縮したこと等が、おもなる点であります。

次に、質疑應答の重点は、旅客運賃及び貨物運賃の値上率と、運賃引上げを必要とするに至つた國有鉄道赤字の原因、國鐵經營の合理化の問題における熱心に質疑應答が続けられたのであります。しかし、その詳細についてはは會議錄に譲りたいと存じます。

続いて、本日の委員会において討論に入り、まず民主自由党前田郁君から、その党を代表して、インフレを抑制し、國民生活を破局に陥れないため、運賃引上げはなるべく低位に止めることが必要である、特に旅客運賃については、國民所得、生計費、賃金ベース等より見て、現行運賃の十割引上げに止めるとともに、遠距離通勤制を止めることを法律に明定すること、三地帶制に改めること、普通定期運賃は五割引上げ、学生定期運賃は十八割引上げとし、これを法律に明定すること、

次いで社会党川島金次君から、その党を代表して、運賃引上げの國民經濟に及ぼす影響、賃金ベースとの關係等により見て、旅客運賃は十割引上げ程度に止むべきと思うが、予算案となるべく速やかに成立させるため、その他事情に鑑み、やむを得ず三派共同の修正案に賛成するものであると述べられ、なお政府に対し、經營の合理化、特に労働組合の協力の問題について、外國團体、工事会社との關係等に

一号及び別表第一、第二、第三に所要の修正をするという修正意見を述べら、なお政府に対し、經營の合理化、特に窮屈な經營の整理によつて、人員整備による修正意見を述べたこと、從事員の待遇を向上すべきことを要望せられたのであります。

かくて討論を終局して、ただちに採決に入り、まず第一議員俱樂部姫江實藏君提案の修正案について採決の結果、これが否決し、次いで民主自由党の修正案について採決の結果、これを否決し、次いで社会革新党高瀬傳君から、

次いで國民協同党飯田義茂君から、我が國經濟の現状より見て、三派共同修正案にやむなく賛成すると述べら

れを否決いたしました。次いで、社会

君提案の修正案につき採決の結果、これは、尾崎未吉君及び高瀬傳君より、成規の賛成を得てそれから修正案が提出されております。この際その趣旨弁明を許します。尾崎未吉君。



條件は、一、國民の活動に必要な能率的輸送と親切とを盡すこと、二、受託の貨物等を損耗せしめず、変質せしめずに入ること、三、できるだけ迅速に輸送し、しかも、できるだけ多くを輸送すること、四、賃金・料金をできるだけ安くすること等がおもなる事項であります。しかし、政府案による今回の計画は、これらのいずれにもあてはまらないのであります。ただわざかに輸送増強の点において、二十三年度は昨年度よりも貨物約一割を増送する計画はあります。その反面、旅客5%減を予定した予算を組んでおり、輸送増強の点においては、プラス・マイナスゼロの結果となつておるのであります。(拍手)

國鉄從業員組合及び全官公廳に対し

政府が最近決定した賃金三千七百九十一

円ベースは、鉄道運賃の値上げと物價

引上げにより、とうていこれによつて生活はできないとの理由をもつて、

五千二百円ベースに引上げることの強硬な要求が労働組合から行われてお

ることは、御承知の通りであります。鉄

道運賃大幅引上げ計画が発表せられま

して以來、國民生活の70%以上を支

配するといやうやみ物價が著しく高騰し

つつあること、これまた皆さんが御承

知の通りであります。多くの実例と多

くの理論とを抜きにし、ただこの二つ

の現実において、本法案に盛られた運

賃と料金との引上げが、法案にいわゆ

る賃金と物價との安定に寄與するとい

うこととは、断じて言えないことは明らかであります。(拍手)それとも、変態の見方も変態であつて、天井知らず

の物價高騰と、一躍一人一千五百円の賃金値上げ要求が労働組合によつて行なわれることを指して、物價と賃金との安定なりと言うのであるか、まさに奇怪千万であります。(拍手)

かくのごとく、運賃並びに料金決定の原則に基いて本案を検討いたします。

われば、全然この値上げは不当なりとの結果だけしか出でこないのであります。独立採算制と政府が称えるのは、

厳密にこれを批判いたしますれば、一  
種の美名に隠れて、收支のバランスだけを合わせようとの机上プランにすぎませんが、幾らかこの美名に副おうと

岡田運輸大臣が試みたことはわかるのであります。すなわち、運輸省における行政部面と企業部面とを分離し、行政部面の経費は一般会計で賄い、企業

部面には多少の独立性をもたせようとした点があります。独立採算制は形式ではない。必ず合理的な経営を基礎とせねばならぬのであります。右案は、

わが党が主張するがごとく、鉄道を独立官業としてしばらく継続するなら

大臣は、労働組合の健全なる発達のために組合専従職員に給料手当等を支給しない旨と、従業員の配置轉換に努力する旨と、労働争議並びに怠業等を防ぐために紛争処理機関を設けること

と、労働法規の改廃に関しては研究をすることとを答弁いたし、芦田総理大臣もまた、これを裏書した答弁を行つた

が、現内閣の薄弱な政治力に信頼でのきないことは、もとよりであります。

(拍手)他面、行政整理についての確固たる方針もなく、能率を高め

るための配達轉換すら徹底して行なう計画がないよりであります。そのよつて來

るところは、鉄道の組織労働者六十万余人の勞働攻勢を恐れてのことが主たるもののようにあります。

皆さん、われらが率直に考えねばな

るものであります。ここにまた見逃す

すことのできないのは、船舶運営会であります。船舶運営会に対する責任ある政治家

の選ぶべき道であるかどうかということと、さらには、組織労働者はわれらの敵ではなくして、親密なる味方であります。祖國再建のための有力なる友であるといふことであります。國民多数の切実なる声を聞き、親愛にして有力な友である労働者に、國家財政の現状と、祖國再建の責任と、同憂同苦の至情と、生きぬく途とをただちに訴え、その協力を求めますならば、われらの友は、毅然としてこれに應するに違ひありません。この至誠と政治力とをもたずして何事をかなし得ましよ

う。

なお、本議員の質問に対し岡田運輸大臣は、労働組合の健全なる発達の大半が、その至誠と政治力とをもたずして何事をかなし得ましよ

う。

大臣は、労働組合の健全なる発達の大半が、その至誠と政治力とをもたずして何事をかなし得ましよ

う。

現内閣は、國鉄復興の重要性に鑑み

まして、國鉄を超重点産業と同一に扱

うことを決定いたしましたのであります。

これに基いて運輸省は、二十三年度以降増送の計画と、能率向上と、経費節約

との計画を立て、貨物においては、二十二年度一億一千五百万吨輸送の実績であつたものを、二十三年度は目標

もまた、これを裏書した答弁を行つたが、現内閣の薄弱な政治力に信頼でのきないことは、もとよりであります。

(拍手)他面、行政整理についての確固たる方針もなく、能率を高め

るための配達轉換すら徹底して行なう計画がないよりであります。そのよつて來

るところは、鉄道の組織労働者六十万余人の勞働攻勢を恐れてのことが主たるもののようにあります。

皆さん、われらが率直に考えねばな

るものであります。ここにまた見逃す

すことのできないのは、船舶運営会であります。船舶運営会に対する責任ある政治家

の選ぶべき道であるかどうかということと、さらには、組織労働者はわれらの敵ではなくして、親密なる味方であります。祖國再建のための有力なる友であるといふことであります。國民多数の切実なる声を聞き、親愛にして有力な友である労働者に、國家財政の現状と、祖國再建の責任と、同憂同苦の至情と、生きぬく途とをただちに訴え、その協力を求めますならば、われらの友は、毅然としてこれに應するに違ひありません。この至誠と政治力とをもたずして何事をかなし得ましよ

う。

なお、本議員の質問に対し岡田運輸大臣は、労働組合の健全なる発達の大半が、その至誠と政治力とをもたずして何事をかなし得ましよ

う。

大臣は、労働組合の健全なる発達の大半が、その至誠と政治力とをもたずして何事をかなし得ましよ

う。

現内閣は、國鉄復興の重要性に鑑み

まして、國鉄を超重点産業と同一に扱

うことを決定いたしましたのであります。

これに基いて運輸省は、二十三年度以降増送の計画と、能率向上と、経費節約

との計画を立て、貨物においては、二十二年度一億一千五百万吨輸送の実

績であつたものを、二十三年度は目標

もまた、これを裏書した答弁を行つたが、現内閣の薄弱な政治力に信頼でのきないことは、もとよりであります。

(拍手)他面、行政整理についての確固たる方針もなく、能率を高め

るための配達轉換すら徹底して行なう計画がないよりであります。そのよつて來

あり、みずから所管にかかるところのものを知らぬ、用意もないといふのであります。驚き入ったことではあります。

現内閣が不自然に成立したことは、國民に言い盡されたことでありますよ

うが、ここにこの重要問題に関し、栗栖安本長官の足は長く、水谷商工大臣の足は短かく曲つており、中に運輸省という一個の荷物を載せて、駆けます。(拍手)ここに運輸省のせつかく

の計画が実行に入り得すに於ては、國鉄のためにも、國民のためにも遺憾の至りであります。

かくのごとく検討をいたしてまいりますと、現政府の國鉄に関する計画は、その整理、節約すべき消極の面においても、能率をあげて增收をはかるべき積極の面においても、また國鉄そのものの機構その他を改革して、その本來の性格と使命とを全うすべき根本的な面においても、さらに申しますならば、ただちになし得べき秩序や規律やサービス改善の点においても、なすべきことをなさず、計画すべきことが計画せられておらないのであります。

國有鐵道運賃法案に対する修正案

○高瀬傳君提出  
〔都合により最終号の附録に掲載〕  
〔高瀬傳君登壇〕

○高瀬傳君  
私は、社會革新党を代表いたしまして、ただいま上程になりますべきことを行わざして、國民絶対反対の声を軽視して、その場限りの計画による大幅値上げが本法案の内容であり、國民の納得が得られないのはもとより、これがために國民生活と産業復興とインフレと國民思想とに與える反影響は、戦慄も禁じ得ないものがあります。

かくのごとくして、國鉄の性格に深く鑑み、その使命を全うするための、合理的にして切実なる途を選ばず、そ

の場しのぎのために最も安易な運賃と料金との大幅値上げの暴挙という途を選ぶことの不当と、かくしてはインフレ激化をはなはだしく促進し、やがて

間もなく重ねて値上げのやむなきに至ることを指摘して、政府の原案並びに與党的修正案に反対するものであることと、わが党は、冒頭述べましたごとく、これを改革改善し、合理化、能率化すべき具体的の用意があることを明確にし、國民生活の現状より推して運賃の値上げは不本意であるが、暫定的にわが党提出の修正案をもつて、國民の苦しみを最小限度に食い止めんとするものであることを断言する次第であります。

四百五十の議員諸氏に希うところは、本案の成り行きをまことに決して見守る全國民のために、また祖國再建のために、党利党略をしばらく捨てて、民主自由党のこの修正案に賛成せられるの全幅の誠を示されたいことを希望いたしておこ次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 高瀬傳君。  
貴重な意見を述べて顶いたことは、この三倍半は当然でありますし、事新しくかくの

ごとき條項を四つもここに載せて法律に付する必要は毛頭ないと私は確信いたしました。鉄道は國有によつて運営され、國家の管理によつて運営されております以上、かくのごとき原則によつて運賃を変動させ、あるいは鉄道運営をするのは当然でありますし、事新しくかくの

ごとき條項を四つもここに載せて法律に付する必要は毛頭ないと私は確信いたしました。鉄道が國家の管理によつて忠実に運営されている以上、かくのごとき蛇足を加うる條項を削除せんとするものであります。

なお、第三條第一号中の運賃の定率ですが、結局本日討論に至つたようなわけではありませんし、いやしくも閑僚を送り、開議をもつてこの倍率の方針を決定した現内閣が、昨日、一昨日に至るまでその方針の決定を見ざるがごとき

は、はなはだわれ／＼意外とし、また四十億の厖大なる経費が含まれておらず、その他の経費を合計いたしますと、鉄道の総経費は九百八十一億

その中に、改訂炭價によりますと、四十六億の厖大なる経費が含まれております。その他の経費を合計いたしますと、鉄道の総経費は九百八十一億

五錢あるを七十錢に、九十錢ある五錢に改める案であります。とりもなおさず、旅客二倍、貨物三倍、定

期券一倍半、学生定期すえおきという案であります。

國有鐵道運賃法案の第一條第二項に、前項の運賃及び料金は、左の原則によつてこれを定める。といふ項があります。その原則は四つあります。しかしに、公正妥当なものであることを、三番目に原價を償うちものであることと存じます。三千七百九十一円ベース

もすでにあやしき今日、かくのごときは、憧着もはなはだし、インフレを高進し、國民生活を圧迫するがごとき運賃値上げには、反対せざるを得ないわけであります。

しかも、これによる經營の合理化のとき、経費の節約のごとき鉄道の増収対策については、われ／＼は委員会において、六月四日以來十数回にわたつてこれを政府に質しましたが、何ら満足すべき回答に接しておらないのであります。しかも、われ／＼がはなはだけんに思ひますことは、この三倍半はやつと一昨日政府が倍率を決定いたしました。昨日われ／＼は注意をもつてこれを政府に質しましたが、何ら満足すべき回答に接しておらないのであります。しかも、われ／＼がはなはだけんに思ひますことは、この三倍半はやつと一昨日政府が倍率を決定いたしました。昨日われ／＼は注意をもつてこれを政府に質しましたが、何ら満足すべき回答に接しておらないのであります。しかも、われ／＼がはなはだけんに思ひますことは、この三倍半はやつと一昨日政府が倍率を決定いたしました。昨日われ／＼は注意をもつてこれを政府に質しましたが、何ら満足すべき回答に接しておらないのであります。しかも、われ／＼は單に反対せんがために反対しておるのであります。今回出されました四千億の予算については、インフレの増進を阻止するためには、われ／＼は、その総予算の二割天引を主張いたします。もちろん、必要である六・三制であるとか、災害復旧費であるとか、國債費であるとか、警察官、小学校教員の國庫負担金を削減によって、われ／＼は約七百二十億の経費の節約を主張いたします。從つて、この觀点からいたしますと、鉄道の本年の経費は、人件費が三百四十九億、物件費が五百六十億、しかも

り、かくのごときは、なんらかの理由であります。しかし、われ／＼は、その間に生じる赤字については、われ／＼は政府の責任において解決せんことを、ことによつて何ら運賃の增收は實質的にはかられないのみならず、また貨物運賃の三倍半の変更によつて、海陸輸送の調整のときは何らできないと存じます。

なお、労働組合の協力もなし何もな

り、かくのごときは、なんらかの理由であります。しかし、われ／＼は、その間に生じる赤字については、われ／＼は政府の責任において解決せんことを、ことによつて何ら運賃の增收は實質的にはかられないのみならず、また貨物運賃の三倍半の変更によつて、海陸輸送の調整のときは何らできないと存じます。

（拍手）

みにすることを、政府に考慮を求める

不満の意を表明するものであります。

訂を前提といたしましても、千五百五  
十円であると推定されております。

十四円であると推定され、國民大衆から取  
り上げられる。酒を一升飲めば、原價を  
引いて八百二十五円が政府のふところ  
へはいる。かような收奪の上に、今度

引五十五円五十五銭というものが政  
府のもうけとなつて、國民大衆から取  
り上げられる。これは明らかに、大衆的  
な犠牲においてこの運賃改訂を行う謀叛  
だと思います。

負担の旅客運賃であつて、おおむね  
五〇%程度の利益を伴うように仕組ま  
れておる。これは明らかに、大衆的  
な犠牲においてこの運賃改訂を行ふ謀叛  
だと思います。

百四十七円、すなわち國有鉄道は重要  
産業並みに指定いたし、しかも良質の  
石炭を配給いたしますならば、われ  
われは百四十億の節約を國有鉄道に與  
えることができるわけであります。強  
くこの炭價の面において、國有鉄道に  
関する限りこれを重要産業に指定し、  
百四十億の節約を要せんことを希望  
するものであります。

なお、總經費九百八十億に対しまし  
て、私は、行政整理その他を含めまし  
て、経費の一割節約——一〇%節約を  
主張いたします。これによつて九十八  
億の経費の節約ができると思ひます。

特にこの点につきまして、私は運輸大臣  
並びに政府当局の運動に対してすら協力  
せんとする熱意を示さないとき、か  
くのごとき状態において、從事員の協  
力をなくしていくら予算上のつじつまを  
合わせましても、絶対にこの國有鉄道  
の再建は不可能であろうと存じます。

百四十七円、すなわち國有鉄道は重要  
産業並みに指定いたし、しかも良質の  
石炭を配給いたしますならば、われ  
われは百四十億の節約を國有鉄道に與  
えることができるわけであります。強  
くこの炭價の面において、國有鉄道に  
関する限りこれを重要産業に指定し、  
百四十億の節約を要せんことを希望  
するものであります。

なお、總經費九百八十億に対しまし  
て、私は、行政整理その他を含めまし  
て、経費の一割節約——一〇%節約を  
主張いたします。これによつて九十八  
億の経費の節約ができると思ひます。

特にこの点につきまして、私は運輸大臣  
並びに政府当局の運動に対してすら協力  
せんとする熱意を示さないとき、か  
くのごとき状態において、從事員の協  
力をなくしていくら予算上のつじつまを  
合わせましても、絶対にこの國有鉄道  
の再建は不可能であろうと存じます。

百四十七円、すなわち國有鉄道は重要  
産業並みに指定いたし、しかも良質の  
石炭を配給いたしますならば、われ  
われは百四十億の節約を國有鉄道に與  
えることができるわけであります。強  
くこの炭價の面において、國有鉄道に  
関する限りこれを重要産業に指定し、  
百四十億の節約を要せんことを希望  
するものであります。

なお、總經費九百八十億に対しまし  
て、私は、行政整理その他を含めまし  
て、経費の一割節約——一〇%節約を  
主張いたします。これによつて九十八  
億の経費の節約ができると思ひます。

特にこの点につきまして、私は運輸大臣  
並びに政府当局の運動に対してすら協力  
せんとする熱意を示さないとき、か  
くのごとき状態において、從事員の協  
力をなくしていくら予算上のつじつまを  
合わせましても、絶対にこの國有鉄道  
の再建は不可能であろうと存じます。

百四十七円、すなわち國有鉄道は重要  
産業並みに指定いたし、しかも良質の  
石炭を配給いたしますならば、われ  
われは百四十億の節約を國有鉄道に與  
えることができるわけであります。強  
くこの炭價の面において、國有鉄道に  
関する限りこれを重要産業に指定し、  
百四十億の節約を要せんことを希望  
するものであります。

なお、總經費九百八十億に対しまし  
て、私は、行政整理その他を含めまし  
て、経費の一割節約——一〇%節約を  
主張いたします。これによつて九十八  
億の経費の節約ができると思ひます。

特にこの点につきまして、私は運輸大臣  
並びに政府当局の運動に対してすら協力  
せんとする熱意を示さないとき、か  
くのごとき状態において、從事員の協  
力をなくしていくら予算上のつじつまを  
合わせましても、絶対にこの國有鉄道  
の再建は不可能であろうと存じます。

(拍手)  
○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があ  
ります。これを許します。木村榮君。

(拍手)  
○木村榮君 私は、日本共産党を代表  
いたしまして、ただいま議題となつて  
おりますところの鉄道運賃の値上法案  
に対して絶対反対の意見を申し述べた  
いと思います。

今回の倍率の修正で、たとえば東京  
から鹿児島の間を三等車で往復いたし  
ますと、約二千円かかる計算になつて  
おります。その原價は、かりに物價改  
正の改正に對しては、はなはだ

構内営業、庫告料等の料金の合理的改  
正、あるいは不用資材または施設、特  
殊物件の拂下げなどいうことによつて、  
約二十五億の增收を見込むことができ  
ると思ひます。従つてわれ／＼は、國  
有鉄道に給額二百六十三億の節約と増  
收を併せて期待することができます。

従つて、赤字の三百四十六億のうち百  
億を政府が補助しまして、二百四十六  
億、これと比較いたしまして、なお十  
七億の余裕を生ずることを申し上げた  
いと思います。

最後に私は、この運賃の改正にあ  
りまして、現在のいわゆる物價に比例  
しない、昭和十五年に改正されたままで  
の貨物運賃を、同率に引上げること  
の今回の中止に對しては、はなはだ

（拍手）  
○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があ  
ります。これを許します。木村榮君。

（拍手）  
○木村榮君 私は、日本共産党を代表  
いたしまして、ただいま議題となつて  
おりますところの鉄道運賃の値上法案  
に対して絶対反対の意見を申し述べた  
いと思います。

今回の倍率の修正で、たとえば東京  
から鹿児島の間を三等車で往復いたし  
ますと、約二千円かかる計算になつて  
おります。その原價は、かりに物價改  
正の改正に對しては、はなはだ

（拍手）  
○議長(松岡駒吉君) 静かに願います。  
○木村榮君(續) 三等旅客という大衆  
たとえば、ピース一箱を吸いますと、  
政府は発表いたしておりますが、差



川野 芳滿君	木下 榮君	小暮藤三郎君	小平 久雄君	松田 正一君	松野 輝三君
吉川 久衛君	黒岩 重治君	古賀喜太郎君	近藤 鶴代君	三浦寅之助君	佐々木秀世君
小枝 一雄君	河野 金昇君	佐々木盛雄君	酒井 俊雄君	水谷 昇君	佐瀬 昌三君
坪井 魁藏君	笠森 順造君	齊藤 隆夫君	多賀 安郎君	平川 篤雄君	竹山祐太郎君
内藤 友明君	萩原 審雄君	坂本 道太君	船田 舟	豊澤 豊雄君	河野 金昇君
萩原 審雄君	谷口 松木	坂本 實君	龍藏君	野本 品吉君	佐藤 通吉君
船田 舟	谷口 松木	大瀧隼代司君	武雄君	平川 篤雄君	齊藤 隆夫君
安郎君	享二君	東井 三代次君	武雄君	豊澤 豊雄君	坂本 重富
多賀 安郎君	的場金右衛門君	川瀬豊治郎君	武雄君	水谷 昇君	坂本 重富
坪井 魁藏君	北浦圭太郎君	東井 三代次君	武雄君	佐藤 通吉君	水谷 昇君
酒井 俊雄君	中野 寅吉君	本田 伸耕弘一君	小澤專七郎君	明禮輝三郎君	嘉一君
佐瀬 昌三君	小澤專七郎君	鈴木彌五郎君	香とする議員の氏名	武藤 嘉一君	村上 清治君
齊藤 隆夫君	伊藤 有田	青柳 高一君	青木 孝義君	坂本 實君	森 直次君
坂本 實君	石原 圓吉君	東 舜英君	浅利 三朗君	大瀧隼代司君	八木 一郎君
道太君	泉山 三六君	井上 知治君	三朗君	北浦圭太郎君	水谷 昇君
坂本 實君	稻田 直道君	石田 博英君	北浦圭太郎君	佐藤 通吉君	佐藤 通吉君
坂本 實君	岩本 信行君	磯崎 貞序君	小澤專七郎君	明禮輝三郎君	嘉一君
坂本 實君	内海 安吉君	高田 英吉君	伊藤 有田	武藤 嘉一君	村上 清治君
坂本 實君	生越 三郎君	吉田 康治君	吉田 康治君	坂本 實君	森 直次君
坂本 實君	大内 一郎君	千賀 康治君	吉田 康治君	大瀧隼代司君	八木 一郎君
坂本 實君	大澤嘉平治君	鈴木 明良君	吉田 康治君	北浦圭太郎君	水谷 昇君
坂本 實君	大村 清一君	仙八君	吉田 康治君	佐藤 通吉君	佐藤 通吉君
坂本 實君	岡村善八郎君	鈴木 正文君	吉田 康治君	明禮輝三郎君	嘉一君
坂本 實君	菊地 義郎君	鈴木 伸耕弘一君	吉田 康治君	武藤 嘉一君	村上 清治君
坂本 實君	倉石 忠雄君	鈴木 伸耕弘一君	吉田 康治君	坂本 實君	森 直次君
坂本 實君	工藤 鐵男君	鈴木 伸耕弘一君	吉田 康治君	大瀧隼代司君	八木 一郎君
坂本 實君	栗山長次郎君	鈴木 伸耕弘一君	吉田 康治君	北浦圭太郎君	水谷 昇君

第一 建設省設置法案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第一、建設  
省設置法案を議題といたします。委員  
長の報告を求めます。決算委員長松原  
一彦君。

建設省設置法  
第一章 総則

第一 都市計画及び都市計画事業に 関する事務を管理し、並びに都 市計画事業を実施すること。	二 都市計画事業に 関する事務を管理すること。	三 都会地轉入抑制に関する事務 を管理すること。	四 東北興業株式会社の業務の監 督その他東北興業株式会社法 (昭和十一年法律第十五号)の施 行に関する事務を管理すること。	五 都市計画及び都市計画事業に 関する事務を管理し、並びに都 市計画事業を実施すること。
六 法律第七十号)の施行に関する 事務を管理すること。	七 廣告物取締法(明治四十四年 法律第七十号)の施行に関する 事務を管理すること。	八 水道及び下水道の工事の指導 及び監督を行うこと。	九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。
七 水道及び下水道の工事の指導 及び監督を行うこと。	八 河川、水流及び水面(港湾内 の水面を除く。)の利用、改良、 浚渫	九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。	十一 運河に關する事務を管理す ること。
八 河川、水流及び水面(港湾内 の水面を除く。)の利用、改良、 浚渫	九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。	十一 運河に關する事務を管理す ること。	十二 水防の発達及び改善を助成 し、並びに水害予防組合の助成 及び監督を行うこと。
九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。	十一 運河に關する事務を管理す ること。	十二 水防の発達及び改善を助成 し、並びに水害予防組合の助成 及び監督を行うこと。	十三 道路の新設、改築、維持及 び管理並びにこれらの中止成及 び監督を行なうこと。

一 道路の新設、改築、維持及 び管理並びにこれらの中止成及 び監督を行なうこと。	二 土地の測量、地図の調整その 他のこれに附帶する事業を実施す ること。	三 地域地圖の調査及び立案を行 うこと。	四 土地の使用及び收用に関する 事務を管理すること。	五 都市計画及び都市計画事業に 関する事務を管理し、並びに都 市計画事業を実施すること。
六 廣告物取締法(明治四十四年 法律第七十号)の施行に関する 事務を管理すること。	七 水道及び下水道の工事の指導 及び監督を行うこと。	八 河川、水流及び水面(港湾内 の水面を除く。)の利用、改良、 浚渫	九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。
七 水道及び下水道の工事の指導 及び監督を行うこと。	八 河川、水流及び水面(港湾内 の水面を除く。)の利用、改良、 浚渫	九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。	十一 運河に關する事務を管理す ること。
八 河川、水流及び水面(港湾内 の水面を除く。)の利用、改良、 浚渫	九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。	十一 運河に關する事務を管理す ること。	十二 水防の発達及び改善を助成 し、並びに水害予防組合の助成 及び監督を行うこと。
九 砂防に関する事業を実施、助 成及び監督しその他砂防法(明 治三十年法律第十九号)の施行 に関する事務を管理すること。	十 公有水面(港湾内の水面を除 く。)の埋立に関する事務を管 理すること。	十一 運河に關する事務を管理す ること。	十二 水防の発達及び改善を助成 し、並びに水害予防組合の助成 及び監督を行うこと。	十三 道路の新設、改築、維持及 び管理並びにこれらの中止成及 び監督を行なうこと。

及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

二十四 住宅の緊急措置に関する事務を管理すること。

二十五 土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。

二十六 國費の支弁に属する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)を行うこと。

二十七 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分を行うこと。

二十八 建設省の所管行政に関する監察事務を処理すること。

二十九 建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の收集、整理及び編集に関する事務を処理すること。

三十 建設省の所管行政に関する啓発及びこう報並びに部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関する事務を処理すること。

三十一 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十二 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十三 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十四 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十五 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十六 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十七 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十八 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

三十九 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

四十 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

四十一 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

四十二 建設省の所管行政に関する事務を処理すること。

四十三 建設大臣は、局務の一部を所掌させること。

四十四 建設大臣は、所掌する事務を設置することができる。その名称、位置その他必要な事項は、

建設大臣がこれを定める。

(建築出張所)

第五條 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に関する事務を分掌する。

第六條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第七條 建設院設置法(昭和二十二年法律第二百三十七号)及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を実行する等の件(昭和二十一年勅令第五号)は、これを廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めある場合を除く外、從前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第八條 國費の支弁に属する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお、從前の例による。

第九條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで、一般的の委託により、戰災地の復興に関する工事を実行することができる。

第十條 建設大臣は、昭和二十二年八月三十一日以前にしゆん功した連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

二 昭和二十二年八月三十一日以後の附屬機関として研究所、地理調査所、建設工事本部を置く等の若干の修正を行ふことを定めた。ただし、その規模が

張所を廢止して都道府縣廳に移し、所

院がこれを行う準備をしたときには、同日以前においても特別調達院に移管されるものとする。

一 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、

國費の不当支出を防止するため

に於ける技術的監督及び監視をす

ること。

二 昭和二十二年八月三十一日以後の附屬機関として研究所、地理調査所、地理調査所、建設工事本部を置く等の若干の修正を行ふことを定めた。ただし、その規模が

張所を廢止して都道府縣廳に移し、所

院がこれを行う準備をしたときには、同日以前においても特別調達院に移管されるものとする。

一 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、

國費の不当支出を防止するため

に於ける技術的監督及び監視をす

ること。

二 昭和二十二年八月三十一日以後の附屬機関として研究所、地理調査所、地理調査所、建設工事本部を置く等の若干の修正を行ふことを定めた。ただし、その規模が

張所を廢止して都道府縣廳に移し、所

院がこれを行う準備をしたときには、同日以前においても特別調達院に移管されるものとする。

ことは、國会内においても、ほとんど一致したる要望がありました。その要望が、今回國家行政組織法の制定とともに実現せんとするものでありますから、委員会は國土計画委員会とも連合審査会を開いて、これを可決いたしましたのであります。ただ、行政組織法の示すところに従つて若干の修正を行つて、本年九月一日以降は出先の建築出合を断行し、建設計画とその建設力の総合的運営を促進し、もつて國家社会の復興、民生の安定、文化の興隆に貢献すべき大建設省を設定すべきである。

なお第十二條に規定せる事務が特別調達廳に引継ぎたる場合は、特別建設局を廢して、第三條第二十六号に規定する事務を行つたため、當然當局が設置せらるべきものであることを明らかにしておく。

以上が両委員会総意の申合せでありますから、御了承を願いたい。

本法案は、本月二十三日付託を受け、慎重審議の後、六月二十八日、前述の各派共同修正案を容れて、全員一致にて可決したのであります。

以上、報告いたします。

本法案は、本月二十三日付託を受け、慎重審議の後、六月二十八日、前述の各派共同修正案を容れて、全員一致にて可決したのであります。

以上、報告いたします。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第二 漁船保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

つて、日本の復興に障害を與うる制度上的一大欠陥であると断定せねばならぬ。

以上の觀点から、われくは單に看板の塗替をもつて一時を糊塗するがとき貧弱不備なる建設省設置法には満足することができぬ。すべからく國家行政組織法の基準に則り建設行政一元の規模の上に各省の整理統合を断行し、建設計画とその建設力の総合的運営を促進し、もつて國家社会の復興、民生の安定、文化の興隆に貢献すべき大建設省を設定すべきである。

議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

合建設の建前から、能率的かつ經濟的に統制してこれが実行をはからねばならぬにもかかわらず、かくのごとく状態の継続することは、敗戦日本は破綻的経済事情と國民的福利を輕視し、國費の濫費と能率の低下、並びにその効果を減殺するものであ

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、漁船保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

水産委員長馬越晃君。

### 漁船保険法の一部を改正する法律案

#### 漁船保険法の一部を改正する法律

#### 漁船保険法の一部を改正する法律

#### 漁船保険法の一部を改正する法律

第十九條ノ六 漁船保険法(昭和二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正す

る。

第二條ノ二 組合ニハ所得税及法人税ヲ課セズ

第四條ノ二 組合ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第五條ノ二 組合ニハ所得税及法人税ヲ課セズ

第六條ノ二 組合ハ前項ノ認可ヲ受ケタル時成

立ス。

第十九條ノ三ノ規定ハ創立總會ニ於ケル決議ニ之ヲ準用ス

第七條ノ二 組合ハ組合員ニ對シ正當ノ職務ノ行使ヲ但シ其ノ期間ハ三ヶ月超ユルコトヲ得ズ

第五條に左の二項を加える。

組合ハ前項ノ認可ヲ受ケタル時成

立ス。

第十九條ノ七 理事ハ第十九條ノ五ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第十九條ノ八 監事ハ理事又ハ事務員兼マルコトヲ得ズ

第十九條ノ九 組合ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表ス

第十九條ノ十 組合ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ四 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第二十二條ノ五 組合ノ事業年度ハ一年トス

第二十二條ノ六 組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ存スル漁船保険ヲ付命ノ定ムル所ニ依リ責任準備金ヲ積立ッベシ

第二十二條ノ七 組合ハ不足金ノ填補ニ備フル爲め事業年度ノ剩餘金又ハ決議ノ方法ガ法令又定款ノ規定ニ違反スルトキハ組合員ハ決議ヲ但シ其ノ決議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議ノ無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得ズ

第二十二條ノ八 組合ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス場合ニハ其ノ分配ハ命令中ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ準備金ヲ積立ッベシ

第二十二條ノ九 組合ハ組合員タルナクシテ總會ニ出席スルコトヲ得ズ

第二十二條ノ十 組合ガ解散シタル時キハ合併及破産ニ因ル場合ヲ除クノ外清算人ノ氏名、住所及解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲スベシ

第二十二條ノ十一 主務大臣組合ノ解散ヲ命ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十二條ノ十二 組合ガ合併ヲ爲スベシ

第二十二條ノ十三 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條ノ十四 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條ノ十五 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條ノ十六 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條ノ十七 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條ノ十八 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條ノ十九 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十一 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十二 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十三 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十四 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十五 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十六 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十七 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十八 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の二十九 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の三十 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の三十一 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の三十二 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の三十三 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の三十四 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ

第二十二條の三十五 組合ハ前項ノ登記所ハ前項ノ登記ヲ爲シ、合併ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲シ



第四條 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、

二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三 特に専門科学者の振興を図る重要な施策等に関する予算編成の方針

四 その他日本学術会議に諮問することを適當と認める事項

第五條 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

一 科学の振興及び技術の発達に開ける方策

二 科学に関する研究成果の活用に関する方策

三 科学研究者の養成に関する方策

四 科学を行政に反映させる方策

五 科学を産業及び國民生活に役立てる方策

第六條 政府は、日本学術会議の求め遂行に適当な事項

第七條 日本学術会議は、選舉された二百十人の日本学術会議会員（以下会員という。）をもつて、これを組織する。

2 会員の任期は、三年とする。但し、再選を妨げない。

3 会員には、手当を支給することができる。

第八條 日本学術会議に、会長一人及び副会長一人を置く。

2 会長は、会員の互選によつてこれを定める。

3 副会長は、人文科学部門又は自然科学部門に属する会員のうちから、それぞれ一人を全部の会員の互選によつて定める。

4 会長及び副会長の任期は、会員互選によつて定める。

5 会長又は副会長が欠員となるときは、新たにこれを互選する。

2 再選を妨げない。

3 会長は、会務を總理し、日本学術会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長により、左の七部を置く。

3 部長は、部務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長により、左の七部を置く。

3 部長は、部長の命を受け、部務に從事する。

2 前項の科学者は、科学又は技術の研究者であつて、研究論文若しくは業績報告又はこれに代るべき所屬の学会若しくは研究機関の責任者の証明により、研究者であることが証明される者でなければならぬ。

2 運営審議会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて、これを組織する。

2 前項の委員会には、手当を支給することができる。

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、政令の定めるところにより、局長その他所要の職員を置く。

3 前項の職員中、局長並びに一級

地方区定員とに、全國区定員は、これを専門別定員にかかわらない定員とに分ける。

3 地方区定員は、各地方区において選出された会員一人ずつで、満たさるものとする。

第十二条 各部に、部長及び副部長各一人並びに幹事二人を置き、その部に属する会員の互選によつて、これを定める。

3 第八條第四項及び第五項の規定は、部長、副部長及び幹事について、これを定める。

3 第八條第四項及び第五項の規定は、部長、副部長及び幹事について、これを定める。

2 会員は、各部に属する会員の互選によつて、これを定める。

及び二級の官吏の任免は、会長の申出を考慮して内閣總理大臣がこれを執行し、三級官吏以下の任免は、日本学術会議の定める選挙規則で、これを定める。

第二十二條 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機關とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に属する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

3 部会は、各部に属する事項を審議し、部長がこれを招集する。

2 総会は、会員の三分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数を以て、前二項の規定を準用する。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

第二十一條 前四條に定めるものの外、会員の選挙に関する必要な事項は、日本学術会議の定める選挙規則で、これを定める。

第二十二條 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機關とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に属する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

3 部会は、各部に属する事項を審議し、部長がこれを招集する。

2 総会は、会員の三分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数を以て、前二項の規定を準用する。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

人として、日本学術会議がこれを選

## 5 日本学士院会員は、終身とす

日本学士院会員には、予算の範  
囲内で、内閣総理大臣の定めると  
ころにより、年金を支給すること  
ができる。

第七章 雜印

**第二十五條** 会員は、病氣その他やむを得ない事由があるときは、総会の議決によつて退職することが

第二十六條 会員に、会員として不適当な行爲があるときは、総会における出席委員三分の二以上の議決によつて退職させることができる。

第二十七條 会員に欠負を生じたときは、全國区、地方区ともに、あらかじめ選舉管理會の指定する次点者をもつて補充する。

2 前項による補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三十八條 会長は、総会の議決を経て、日本学術會議の運営に關し、必要な運営規則を定めることができる。

**第二十九條** この法律のうち、第三十四條及び第三十五條の規定は、この法律の公布の日から、これを施行し、その他の規定は、昭和二十四年一月二十日から、これを施行する。

第三十條 日本學士院規程（明治三十九年勅令第百四十九号）學術研究會議官制（大正九年勅令第二百

別表

第四部					第三部		第二部			第一部			部別	
動物学	化学生	地球物理学	物理學	天文学	数学	商経学	政治学	刑事法学	民事法学	公法学	法学一般	史学	哲学	全別定員
一	一	一	一	一	一	五五	二	二	二	二	二	四四	四四	全別定員
二						一三			一三			一一		全別定員
七						七			七			七		全別定員
三〇						三〇			三〇			三〇		全別定員

九十七号)及び日本学士院会員の待遇に関する件(大正三年勅令第二百五十八号)は、これを廢止する。

程によつて任命された日本学士院  
会員は、引き続きこの法律による  
日本学士院会員となつたものとす  
る。

2 日本学術会議の第一回総会は、  
学術体制刷新委員会委員長が、  
これを招集する。

これを置き、中央選挙管理会の事務の執行に協力するものとする。  
4 中央選挙管理会の委員は百四人として、學術体制刷新委員会において、これを選定する。但し、うち

日本学士院会員は、終身とする。

九十七号)及び日本学士院会員の待遇に関する件(大正三年勅令第二百五十八号)は、これを廢止する。

程によつて任命された日本学士院  
会員は、引き続きこの法律による  
日本学士院会員となつたものとす  
る。

2 日本学術会議の第一回総会は、  
学術体制刷新委員会委員長が、  
これを招集する。

これを置き、中央選挙管理会の事務の執行に協力するものとする。  
4 中央選挙管理会の委員は百四人として、學術体制刷新委員会において、これを選定する。但し、うち



となつた資料の閲覧を求めることができる。

(保険料率)

第九條 料率團体の算出する保険料率は、合理的且つ妥当なものでなければならない。会員を拘束するものであつてはならない。

(料率の認可)

第十條 会員は、保険業法第十條第1項の規定により大蔵大臣の認可を受けようとする場合においては、単独に、直接に、且つ、自己のために、これをなさなければならぬ。

2 料率團体は、会員の代理人その他何等の名義をもつてするを問はず、会員のために保険業法その他の法令に基く大蔵大臣の認可を受けることができる。

(保険料率の周知)

第十二條 料率團体は、定款の定めるところにより、その算出した保険料率が利害関係人に周知せられ且つ、当該保険料率につき、その意見を開くことができる方法を講じなければならない。

2 前項の規定の適用につき必要な事項は、命令でこれを定める。

(報告及び検査)

第十三條 大蔵大臣は、何時でも、料率團体から、その事務に関する報告を徵し、又はその職員をして

料率團体の事務所に立ち入り事務の状況若しくは帳簿書類その他の資料を検査させることができる。

この場合において、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(違法行為に対する命令)

第十四條 料率團体がこの法律又は他の法令に基いて大蔵大臣の発する命令に違反し、又は公益を害すべき行爲をなしたときは、大蔵大臣は理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又はその設立の認可を取り消すことができ

る。前項の規定により、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は設立の認可の取消をなそうとするときは、大蔵大臣は、当該理事若しくは監事又は当該料率團体の理事にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、証明のため証拠を提出する機会を與えるため大蔵大臣の指定する職員をして聽聞をさせなければならない。

第十五條 料率團体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記の効力により、その算出した保険料率が利害関係人に周知せられ且つ、当該保険料率につき、その意見を開くことができる方法を講じなければならない。

(料率團体の算出する保険料率の周知)

第十六條 料率團体の設立の登記は、第三條第一章の規定による大蔵大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

第十六條 料率團体の設立の登記は、第三條第一章の規定による大蔵大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 資産の総額

五 出資の方法を定めたときは、その方法

六 理事及び監事の氏名及び住所

七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時間又は事由

八 由

九 由

十 由

十一 由

十二 由

十三 由

十四 由

十五 由

十六 由

十七 由

十八 由

十九 由

二十 由

二十一 由

二十二 由

二十三 由

二十四 由

二十五 由

二十六 由

二十七 由

二十八 由

所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記録)

第十九條 料率團体の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、損害保険料率算出團体登記簿を備える。

(設立登記の申請手続)

第二十条 料率團体の設立の登記は、理事及び監事の全員の申請によつてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。

3 料率團体は、設立の登記をした後、二週間以内に、從たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

4 前項の規定は、料率團体の成立後、主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに從たる事務所を設けた場合に、これを準用する。

2 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 理事及び監事の選任があつたことを証する書面

4 (設立の登記以外の登記の申請手続)

3 料率團体の設立の登記を除く外、この法律の規定による登記は、理事又は清算人の申請によつてこれをする。

2 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 登記事項の公告

4 (登記事項の公告)

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければならぬ。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければならぬ。

(清算結了の登記)

第十九條 料率團体の清算が結了したときは、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更登記をしなければならない。

(民法の準用)

第二十二条 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

2 前項の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければならぬ。

(設立の登記等)

第二十三条 民法第三十八條第一項、第四十三條、第四十四條、第一四七條、第四十八條、第五十條

から第五十四條まで、第五十八條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條までの規定は、料率團体にこれを準用する。

第二十四条 非訴事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十九條、第二百三十六條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百四十二條から第二百五十九條の三まで、第二百五十一條から第二百五十一條の六まで及び第二百五十四條から第二百五十七條までの規定は、この法律の規定による登記に、これを準用する。

(非訴事件手続法の準用)

第二十五条 料率團体には、法人税を課さない。

(法人税の不課)

第二十六条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

1 第十三條の規定による報告を出すことを怠り、虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 第十四條の規定による命令に違反した者

3 第二十七条 前條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人に対して各本條の罰金刑を科する。

4 第二十八条 料率團体の設立者、理事、監事又は清算人は左の場合においては、これを五千円以下の過料に処する。

5 この法律において認可を受けた場合にこれを怠つたとき。





認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）

國立光明寮設置法案（内閣提出）

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、恩給法の一部を改正する法律案及び國立光明寮設置法案の両案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長（田中萬逸君） 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

内閣提出、恩給法の一部を改正する法律案及び國立光明寮設置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長山崎岩男君。

恩給法の一部を改正する法律案  
恩給法の一部を改正する法律案

恩給法（大正十二年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削り、同條に左の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ恩給ヲ受ク受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

第十條ノ二 前條ノ場合ニ於テ死亡

シタル恩給権者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシドキハ恩給ノ支給ヲ受

クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲ス

コトヲ得

前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給

権者ノ生存中裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ、死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受

クルコト得

第十九條ノ三 第七十三條ノ二ノ規定

ハ前條ノ恩給ノ請求及支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第十二條 恩給ヲ受クノ權利ハ左ノ各號ニ規定スルモノヲ除クノ外

總理府恩給局長之ヲ裁定ス

一 都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

二 公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園

ノ教育職員及准教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

三 前號ニ掲タルモノヲ除クノ外

教育職員ノ一時恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

四 都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

第五條第一項中「總理府恩給局長」を「總理府恩給局長」に改め、同條第四項を削る。

第十四條中「總理府恩給局長」を「總理府恩給局長」に改める。

第十六條第一号但書を次のように改め、同條第三号中「都府縣又ハ之ニ

准スヘキ地方經濟」を「都道府縣」に、

同條第四号中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟」を「都道府縣又ハ市町村」に改める。

但シ都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣之ヲ負擔ス

シタルトキハ其ノ期間ノ

月ニ付半月ヲ加算スに改め、同條

第十八條ノ二 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外、恩給ノ請求、裁定、支給及受給權存否ノ調査並恩給ニ關スル具申及其ノ裁決ニ關スル手續ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條第一項但書を次のように改め、同條第二項中「國庫」の下に

「又ハ都道府縣」を加え、「ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ指定セラサルモノ」を削る。

但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條第一項中又ハ圖書館」を削り、同條第二項中「職員ニシテ政令ヲ以テ指定スルモノ」を「助教諭」に改める。

第二十三條第一号を次のように改め、同條第三号中「司法事務官」を「法務事務官」に改め、同條第五号を削る。

一 警部補、巡查部長又ハ巡査タ

ス

二 有警官

第三十八條ノ四 第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ不健康業務トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ

第三十九條ノ二 航海加算ハ初發港

シ出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ

達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但

シ出發ニ當り内國港灣ヲ經由スル

場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ起算シ其ノ在勤

地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ

第三十八條ノ三 邊境又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サ

前項ノ地域ニ在勤引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全

ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊境又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サ

看做ス但シ之ニ依リ第二十六條第一項ノ規定ニ該當スルニ至ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條第一項中「加算ス」を

「加算シ」に、「服務シタルトキ亦同

シ月ニ付半月ヲ加算ス」に改め、同條

第三十九條第一項ニ依リ

加算スヘキ邊境又ハ不健康ノ地域及其实ノ程度ハ別表第一號表ニ依ル

第三十九條ノ二 前條ノ規定ニ依リ

加算スヘキ邊境又ハ不健康ノ地域及其实ノ程度ハ別表第一號表ニ依ル

第三十九條ノ三 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ四 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ五 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ六 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ七 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ八 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ九 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十一 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十二 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十三 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十四 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十五 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十六 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十七 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

第三十九條ノ十八 在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ

五 肺結核、喉頭結核又ハ頸ノ患者ヲ收容スル勤務

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續

キ三十日以上服務セサルトキハ全

業務ノ加算ヲ爲ス

シタルトキハ其ノ期間ノ

月ニ付半月ヲ加算スに改め、同條

第三十九條第一項中「國庫」の下に

「又ハ都道府縣」を加え、「ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ指定セラサルモノ」を削る。

但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條第一項但書を次のように改め、同條第二項中「國庫」の下に

「又ハ都道府縣」を加え、「ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ指定セラサルモノ」を削る。

但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス



多額ト爲ル扶助料ニ付テノミ加  
給ノ原因タルモノトス

同條に左の二項を加える。

前項第一號但書ノ規定ニ依リ加給  
額ヲ改定シタル後ニ於テ請求セラ  
レタル扶助料アル場合ニ於テハ其  
ノ扶助料ニ加給ヲ爲スチ其ノ加給額  
給額カ既ニ改定セラレタル加給額  
ヨリ多額ト爲ル場合ニ限り更ニ改  
定ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ  
於テハ前項第一號但書ノ規定ヲ準  
用ス

第七十七條第一項中「二年」を「三  
年」に改める。

第七十八條中「不明ナルトキハ」の  
下に「同順位者又ハ」を加える。

第七十九條 前二條ノ扶助料停止ノ  
事由アの場合ニ於テハ停止期間中  
扶助料ハ同順位者アルトキハ當該

遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ爲サルル  
扶助料カ恩給金庫ニ擔保ニ供セラ  
レ居ル場合ニ於テ當該加給ノ原因  
タル遺族ヲ第一項第一號但書又ハ  
前項ノ規定ニ依リ他ノ扶助料ニ付  
テノ加給ノ原因タラシムルコトヲ  
請求セントスルトキハ恩給金庫ノ  
同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ恩給金  
庫ニ對シ相當ノ擔保ノ供セラレタ  
ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十九條ノ二 第七十三條ノ二ノ  
同順位者ニ、同順位者ナク次順位  
者アルトキハ當該次順位者ニ之ヲ  
轉給ス

第七十九條ノ二 第七十三條ノ二ノ  
規定ハ第七十八條ノ扶助料停止ノ  
申請並前條ノ扶助料轉給ノ請求及  
其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第八十一條第一項を次のように改  
める。

第七十九條ノ二 昭和二十三年七月  
一日以後ニ於テハ本法ノ中國家公  
務員法（昭和二十二年法律第二百二  
十號）又ハ同法ニ基ク法律、政令  
若ハ人事委員會規則ノ規定ニ矛盾  
スル規定ハ其ノ效力ヲ失フ

別表第一號表を次のように改め  
る。

第一號表

（一）三分ノ二月ヲ加算スヘキ  
モノ

第七十六條 公務員又ハ之ニ準スヘ  
キ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一一  
該當スルトキハ扶助料ヲ受クル資  
格ヲ失フ

一 子 婚姻タルトキ若ハ遺族以  
外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又  
ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ  
者ノ養子ナル場合ニ於テ離縁シ

一 子 婚姻タルトキ若ハ遺族以  
外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又  
ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ  
者ノ養子ナル場合ニ於テ離縁シ

別表第一號表ノ三

一 外國ノ交戦若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該  
交戦又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病

二 職務ヲ以テ暴徒ヲ鎮壓スルニ當リ又ハ兇賊若ハ貳獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラ  
ルヘキコトヲ豫断シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷

北海道 松前郡 小島  
石川縣 鳴尾郡 鮎倉島  
長崎縣 南松浦郡  
鹿兒島縣 川邊郡  
草垣島

松前郡 小島  
南松浦郡  
鳴尾郡 鮎倉島  
鹿兒島縣 川邊郡  
草垣島

北海道 東京都 八丈島鳥島  
八丈島鳥島

東京都 八丈島鳥島

北海道 厚岸大黒島

厚岸大黒島

北海道 北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

北海道

第一號表ノ四

不具發疾程度		不具癒疾ノ狀態		特別項症		第一項症		第二項症		第三項症		第四項症		第五項症	
第 四 項 症	第 三 項 症	第 二 項 症	第 一 項 症	第一 項 症	第二 項 症	第三 項 症	第四 項 症	第五 項 症	第六 項 症	第七 項 症	第八 項 症	第九 項 症	第十 項 症	第十一 項 症	
五 泌尿器ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 六 兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症狀ノ著シカラサ 四 兩耳ノ聽力カ○・○五メートル以上ニテハ大聲ヲ解得 サルモノ	一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 三 兩眼ノ視力カ視標○・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ 得サルモノ	一 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 二 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ	一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部分ヲ失ヒタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 三 兩眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ 得サルモノ	一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部分ヲ失ヒタルモノ 二 兩眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ 得サルモノ	一 兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ 過キサルモノ	一 複雜ナル介護ヲ要セアルモ常ニ就床ヲ要スルモノ 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨別シ得ルニ 過キサルモノ	一 兩眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨 別シ得サルモノ	一 兩眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨 別シ得サルモノ	一 兩眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨 別シ得サルモノ	一 常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ 二 重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雜ナル介護ヲ要ス ルモノ	三 兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ 四 身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症 乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ	一 常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ 二 重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雜ナル介護ヲ要ス ルモノ	三 兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ 四 身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症 乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ		

第一號表ノ五

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項
症	症	症	症	症	症	症	症
右ニ掲タル各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症ptomハ右ニ掲タル各症ニ準シ之ヲ査定ズ 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力	一 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ残シタルモノ 二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ 四 脾臓ヲ失ヒタルモノ 五 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側總指ノ機能ヲ喪シタルモノ	一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ 二 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ 三 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 脾臓ヲ失ヒタルモノ 五 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側總指ノ機能ヲ喪シタルモノ	一 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一個腎臓ヲ失ヒタルモノ 四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側足關節カ直角位ニ於テ強剛シタルモノ 七 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ	一 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 五 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 六 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 七 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ	一 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 五 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 六 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 七 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ	一 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 五 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 六 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 七 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ	一 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 五 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 六 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 七 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルモノ  
二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

三 一耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ

## 第二 款 症

第一 款 症	一 一側墨丸ヲ全ク失ヒタルモノ
第二 款 症	二 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
第三 款 症	三 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第四 款 症	四 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第五 款 症	五 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第六 款 症	六 一側ノ視力カ〇・一ニ満タサルモノ
第七 款 症	七 一眼ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨シ得サルモノ
第八 款 症	八 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
第九 款 症	九 一側二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
第十 款 症	十 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

## 附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十條から第十九條の三まで、第七十二條から第七十六條まで及び第七十八條から第八十二條までの改正規定は、昭和二十三年一月一日から、第二十一條中助教諭に関する改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第一号の改正規定は、昭和二十三年三月七日から、同條第三号の改正規定は、同年二月十五日から、これを適用する。

## 第二條

この法律施行前禁、以上の刑に処せられた者については、なお從前の例による。

第三條 昭和二十二年十二月三十一日以前に恩給権者が死亡した場合におけるその生存中の恩給で給與を受けなかつたものの支給については、なお從前の例による。

前項の者が引き続いて助教諭になつた場合においては、前項の者の在職は、これを助教諭としての在職とみなす。

第六條 従前の規定による警察監獄職員については、なお從前の例にて現に扶助料を受ける権利を有する者がある場合において、その者が失權した後においては、

第七條 昭和二十二年十二月三十一日までに給與事由の生じた扶助料及び一時扶助料については、なお從前の例による。但し、昭和二十三年一月一日以後においては、左の特例に従う。

第八條 この法律の附則第三條、第四條、第五條第一項、第六條及び

書館の職員で官吏であつた者については、なお從前の例による。

第五條 従前の規定による教官知得又は准教員については、なお從前の例による。

右二掲タル各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ程度ハ右ニ掲タル各症ニ準シ之ヲ査定ス  
視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ノ萬國共通視力  
標ニ依ル

## 別表第一號表ノ六

一 内閣總理大臣、最高裁判所長官及日本國憲法第七條ノ規定ニ依ル認證官	一 裁判官ニシテ前欄ニ掲タル者以外ノモノ
二 選舉當時ノ俸給月額千四百圓以上ノ裁判官ニシテ前號ノ規定ニ依ル認證官	二 衆議院事務局若ハ參議院事務局ノ事務總長、事務次長、部長タル參事及常任委員會専門調査員竝國會圖書館ノ館長及副館長
三 索賃院事務局又ハ參議院事務局ノ事務總長、事務次長、部長タル參事及常任委員會専門調査員竝國會圖書館ノ館長及副館長	三 裁判官ニシテ前欄ニ掲タル者以外ノモノ
四 國會議員ニシテ前二欄ニ掲タル者以外ノモノ	四 衆議院事務局若ハ參議院事務局又ハ國會圖書館ノ參事（前欄ニ掲タル參事ヲ除ク）及副參事並彈劾裁判所又ハ訴追委員會ノ書記長
五 國會議員ニシテ前二欄ニ掲タル者以外ノモノ	五 國會議員ニシテ前二欄ニ掲タル者以外ノモノ

資格を有する者については、第七十六條及び第八十條の改正規定を適用する。

第七條 昭和二十二年十二月三十一日までに給與事由の生じた扶助料及び一時扶助料については、なお從前の例にて現に扶助料を受ける権利を有する者がある場合において、その者が失權した後においては、京都知事が、北海道廳長官が裁定すべきこととなる恩給については、京都知事が、これを裁定すべきこととなる恩給については、東京都知事が、北海道知事が、これを裁定するものとする。

第九條 この法律施行の日に屬する月の翌月分以降の普通恩給については、恩給法第五十八條第一項第三号及び第四号並びに同條第二項の規定は、当分の間、これを適用しない。

第十條 昭和二十三年四月二日現に扶助料を受ける権利又は

京都長官又は警視総監が裁定すべ

る。

前條に規定する場合において、東

に從事する職員で恩給法の一部を

改正する法律（昭和二十二年法律

第七十七号)附則第十條の規定の

適用を受ける者が引続いて市立保

・健所の職員となつた場合には、こ

れを從前の身分のまま勤続するも

のとまなし、当分の間、これに恩

給法の規定を準用する。

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

國立光明寮設置法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔山崎岩男君登壇〕

せて、三年を超える場合には失権することとし、三年以下の場合には停止することといたしておるのであります。

整備であります、國家地方警察に属する警察官として新たに設けられました警部補、巡查部長または巡查たる警

察官を、恩給法上の公務員たる警察監獄職員として指定することとしておる

のであります。

第四は、いわゆる若年者及び多額所得者に対する普通恩給の一部支給停止

に關するものであります、恩給額が現狀のごとき少額である間は、実効

わち、從來の家の廃止に伴い、扶助料

または一時扶助料を給される遺族の範囲は、公務員の祖父母、父母、配偶者

子または兄弟姉妹であつて、公務員の死亡時、これにより生計を維持し、

またはこれと生計をともにしていた者としておるのであります。なお、祖父

母または子の間におきましては、男女

または長幼の区別なく、等分の権利をもつて扶助料または一時扶助料を受け

ることができるといたしておるの

であります。

第五は、保健所制度の改正に伴うものであります。その機関に勤務する職員を中止せんとするものであります。

第五は、保健所制度の改正に伴うものであります。その機関に勤務する職員のうち、移管の際まで恩給法上の公務員としての取扱いを受けていた者は、

当分の間、市吏員としての在職年を

給法上の公務員として、引続いて在職するものとして取扱うことといたして

おります。

第六は、立法の趨勢に伴い、命令に規定せられておつた実体的規定を法律に規定することといたした次第であります。

病、戦傷、災害等で、中年で失明したこととし、三年以下の場合には停止することといたしておるのであります。

人々は、その生活環境の激変に伴い、経済的にも、はたまた精神的にも非常

障害を受け、生活の実態は眞に悲

て保護を加え、生活訓練とともに、自立に最も必要な職業であり、かつ最も

適当するあん摩、ほり、きゅう等の職業を與え、もつて自立させようとする

のが、政府の本法律案提案の理由であります。

第四は、いわゆる若年者及び多額所得者に対する普通恩給の一部支給停止

に關するものであります、恩給額が現狀のごとき少額である間は、実効

わち、從來の家の廃止に伴い、扶助料

または一時扶助料を給される遺族の範

囲は、公務員の祖父母、父母、配偶者

子または子の間におきましては、男女

または長幼の区別なく、等分の権利を

もつて扶助料または一時扶助料を受け

ことができる」といたしておるの

であります。

第五は、保健所制度の改正に伴うものであります。その機関に勤務する職員のうち、移管の際まで恩給法上の公務員として、引続いて在職するものとして取扱うことといたして

おります。

第六は、立法の趨勢に伴い、命令に規定せられておつた実体的規定を法律に規定することといたした次第であります。

を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、警察官等職務執行法案を議題とし、委員長の報告を求めその審議を進められることを望みます。

○副議長(田中萬選君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬選君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、警察官等職務執行法案を議題とし、委員長の報告を求めその審議を進められることを望みます。

○副議長(田中萬選君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬選君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬選君) 御異議なしと認めます。よつて日程

第二條 警察官等は、異常な拳動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることにについて知つていると認められる者を停止させて質問することができるとする。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は破壊しその他の公の秩序をみだす虞があると認められる場合において交通の妨害となり、善良の風俗を行ふことを求めることができるとする。

3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律又はこの法律第三條の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官等は、刑事訴訟により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうか調べることができる。

（保護）

第三條 警察官等は、異常な拳動そ

の他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、應急の救護を要すると信するに足りる相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者收容施設、救護施設等の適當な場所において、これを保護しなければならない。

一 精神錯乱又は、い醉のため自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

二 迷い子、病人、負傷者等で適當な保護者を伴わず、應急の救護を要すると認められる者（本人が相当の事由を述べてこれを拒んだ場合を除く。）

3 前項の措置をとった場合においては、警察官等は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の处置について法令により責任を負う他の公衆保健若しくは公共福祉のための機関に、その事件を引き継がなければならない。

4 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することができるのはその場に居合わせた者、その事

を承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官等の属する警察署所）が開設する簡易裁判所をいり。以下同じ。）の裁判官の許可なしに、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。

5 警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。（避難等の措置）

第四條 警察官等は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある事故、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な難踏等危険な事態がある場合においては、そこの場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び時に急を要する場合においては、危害を受ける處のあら者に対し、その場の危害を避けねばならない。

第六條 警察官等は、前二條に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に對し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人に対する抵抗の抑止のため必要であるとする場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十一年法律第四十五号）第三十六條（正当防衛）若しくは同法第三十七條（緊急避難）に該当する場合は左の各

物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官等がとった処置については順序を経て所屬の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機關に對し、その後の処置について必要な措力を求めるため適當な措置をとらなければならない。

3 警察官等は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに關係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官等は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。（武器の使用）

第七條 警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であるとする場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十一年法律第四十五号）第三十六條（正当防衛）若しくは同法第三十七條（緊急避難）に該当する場合は左の各

号の一に該当する場合を除いては、人に危害を與えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三

年以上の懲役若しくは禁こにあ

たる罪を現に犯し、若しくは既

に犯したと疑うに足りる充分な

理由のある者がその者に対する

警察官等の職務の執行に対して

抵抗し、若しくは逃亡しようと

するとき又は第三者がその者を

逃がそらとして警察官等に抵抗

するとき、これを防ぎ、又は逮

捕するため他に手段がないと

警察官等において信するに足り

る相当な理由のある場合。

二 逮捕状により逮捕する際又は

勾引状若しくは勾留状を執行す

る際その本人がその者に対する

警察官等の職務の執行に対して

抵抗し、若しくは逃亡しようと

するとき又は第三者がその者を

逃がそらとして警察官等に抵抗

するとき、これを防ぎ、又は逮

捕するため他に手段がないと

警察官等において信するに足り

る相当な理由のある場合。

#### (他の法令による職権職務)

第八條 警察官等は、この法律の規定による外、刑事訴訟その他に關する法令及び警察の規則による職務を遂行すべきものとする。

附 則  
この法律は、公布の日からこれ

を施行する。

#### 警察官等職務執行法案(内閣提出)に 関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔坂東幸太郎君答辯〕

○坂東幸太郎君 ただいま議題となりました警察官等職務執行法案に關し、

治安及び地方制度委員会における審議

の経過並びに結果の概要を報告いたします。

まず順序といたしまして、本法案の提案理由並びに内容につき、その概略を御説明申し上げます。

御承知の通り警察法は、主として警

察の組織に関する事項を規定いたしました

ものでありますて、警察官等の職務執

行上の権限や責任に関する規定は、ま

つたこれを包含していないのであり

ます。そもそも警察官の職務執行の心

得や権限責任等は、從來は行政執行法

及び行政警察規則の中に規定せられて

いたのでありますて、先般行政執行

法は廃止せられたのであります。この

ために、警察官等の行う保護や、犯罪

防止のための立入や、緊急の場合にお

けるやむを得ない措置に関する必要に直面

いたしておるのであります。その他警

察官等による緊急避難の処置や、犯罪

の予防、制止の機能や、武器使用の権

限等につきまして、從來必ずしも明確な規定がなかつたのでありますて、

この際人権を尊重する新しい見地から、必要な最小限度の事項を具体的に規定した方が、新憲法の精神に副い、

また民衆や警察にとつても好ましいと考へ、これらの事項を一括してこの法律案が起草せられたのであります。

この法律案は、本文八箇條及び附則から成つております。以上が本法案の内容の概略であります。

法律の目的、第二條は質問、第三條は

保護、第四條は避難等の措置、第五條

は犯罪の予防及び制止、第六條は立

入、第七條は武器の使用、第八條は他

の法令による職権職務を規定いたした

ものであります。以上が本法案の内容の概略であります。

本委員会におきましては、去る六月

十日、本法案の付託を受け、六月十五

日、齋藤國家地方警務本部長官から提

案理由の説明を聽取した後質疑に入つたのでありますて、その後委員会を開

くこと二回、慎重に審議をいたしたの

でありますて、詳細は委員会議録によつてごらんを願いたいのであります。

そこで本委員会といたしましては、

本法案を可決すべきものと議決した旨

の報告があつたのであります。

細心の注意を拂うようにいたさねばならぬとのあります。まことにそ

の通りでありますて、さればこそ、殊

に本法律案第二條においては、この法

規則した方が、新憲法の精神に副い、

またその濫用にわたるようなことがあつてはならないと規定して、明文を

もつて厳にその濫用を戒めているのであります。一方、この点を政府に質し

ましたところ、政府としては、人権尊

重を顧慮したればこそ、殊に本法案の

中に、警察官等が職務を執行するにあつて必要な方法を具体的に掲げ、極

力その濫用を防止するよう心がけるものである旨の答弁があつたのであります。

また、職権を濫用した警察官等に対

しては如何か懲戒手続を規定しておく

方が濫用を防ぐ上において効果的であ

ると思ひがいかんとの質疑がありまし

たが、これに対し政府の答弁は、各都道府県に懲戒委員会を設け、これに對して関係者から申告する途を開き、そ

れによつて処断させるような手続に関して、目下具体的に準備中であるとの答弁ありました。

本委員会における質疑答辯の最もお

もなるものは、大体以上のことを

ありますて、本委員会においては、

本法案の重要性に鑑みまして、さらに

詳細審査を盡すべく、これを警察制度

改革小委員会に付託したのであります。しかるところ、右小委員会におき

ますては、六月二十六日その審査を終

え、小暮小委員長から、本案は警察官

等が職務を執行するにあつて欠くべ

からざる最小限度の事項を規定したも

のであるが、これを濫用するときは人

権に多大の損傷を與うべきものである

から、その運用には細心の注意を拂つて當るべしといふ希望を附して、

本法案を可決すべきものと議決した旨

の報告があつたのであります。

そこで本委員会といたしましては、

本法案を可決すべきものと議決した旨

の報告があつたのであります。

細心の注意を拂うようにいたさねばならぬとのあります。まことにそ

の通りでありますて、さればこそ、殊

に本法律案第二條においては、この法

規則した方が、新憲法の精神に副い、

またその濫用にわたるようなことがあつてはならないと規定して、明文を

もつて厳にその濫用を戒めていのであります。一方、この点を政府に質し

ましたところ、政府としては、人権尊

重を顧慮したればこそ、殊に本法案の

中に、警察官等が職務を執行するにあつて必要な方法を具体的に掲げ、極

力その濫用を防止するよう心がけるものである旨の答弁があつたのであります。

また、職権を濫用した警察官等に対

しては如何か懲戒手続を規定しておく

方が濫用を防ぐ上において効果的であ

ると思ひがいかんとの質疑がありまし

たが、これに対し政府の答弁は、各都道府県に懲戒委員会を設け、これに對

して関係者から申告する途を開き、そ

れによつて処断させるような手続に関

して、目下具体的に準備中であるとの

答弁ありました。

本委員会における質疑答辯の最もお

もなるものは、大体以上のことを

ありますて、本委員会においては、

本法案の重要性に鑑みまして、さらに

詳細審査を盡すべく、これを警察制度

改革小委員会に付託したのであります。しかるところ、右小委員会におき

ますては、六月二十六日その審査を終

え、小暮小委員長から、本案は警察官

等が職務を執行するにあつて欠くべ

からざる最小限度の事項を規定したも

のであるが、これを濫用するときは人

権に多大の損傷を與うべきものである

から、その運用には細心の注意を拂つて當るべしといふ希望を附して、

本法案を可決すべきものと議決した旨

の報告があつたのであります。

第三項中「又はこの法律第三條」を削る。

第三條第一項第二号中「相当の事由を述べて」を削る。

第四項の末尾に「この許可状には已むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。」を加える。

第七條第一項第一号中「禁こにあたる罪」を「禁こにあたる凶惡な罪」に改める。

以上が修正案の大体であります。

本委員会におきましては、本法案を施行するためには、この程度の修正はやむを得ないものと認めまして、七月二日、満場一致をもつて提案の通り修正するに決し、ここに警察官等職務執行法案は修正議決せられたのであります。

（拍手）

○副議長（田中萬逸君）採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（田中萬逸君）起立多数。よつて本案は委員長報告の通り議決いたしました。

午後十時七分休憩

午後十一時五十分開議

○副議長（松岡駒吉君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○筆口晃君 明日午前零時十分より本会議を開くこととし、本日はこれにて散会されることを望みます。

○議長（松岡駒吉君）筆口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて動議のことと決しました。

明日の議事日程は参考をして報告いたします。

〔「異議あり」と呼び、その他発言する者あり〕

〔参事朗読〕

衆議院議事日程 第七十三号

昭和二十三年七月三日（土曜日）

第一 昭和二十三年度一般会計予算

午前零時十分開議

第二 昭和二十三年度特別会計予算

昭和二十三年七月三日（土曜日）

第一 昭和二十三年度一般会計予算

午前零時十分開議

○議長（松岡駒吉君）本日はこれにて散会いたします。

○副議長（芦田均君）本日はこれにて散会いたします。

○副議長（芦田均君）出席席務大臣

内閣総理大臣 芦田 均君

外務大臣 大蔵大臣 文部大臣 厚生大臣 農林大臣 商工大臣 運輸大臣

北村徳太郎君 森戸辰男君 竹田儀一君 永江一夫君 水谷長三郎君

井伊介君 提出

（第二二七号） 厚生委員会 付託

（第二二六号） 財政委員会 付託

（第二二五号） 内閣提出

（第二二四号） 財政委員会 付託

（第二二三号） 財政委員会 付託

（第二二二号） 財政委員会 付託

（第二二一号） 財政委員会 付託

（第二二〇号） 財政委員会 付託

（第二一九号） 財政委員会 付託

（第二一八号） 財政委員会 付託

（第二一七号） 財政委員会 付託

（第二一六号） 財政委員会 付託

（第二一五号） 財政委員会 付託

（第二一四号） 財政委員会 付託

（第二一三号） 財政委員会 付託

（第二一二号） 財政委員会 付託

（第二一一号） 財政委員会 付託

（第二一〇号） 財政委員会 付託

（第二九号） 財政委員会 付託

（第二八号） 財政委員会 付託

（第二七号） 財政委員会 付託

（第二六号） 財政委員会 付託

（第二五号） 財政委員会 付託

（第二四号） 財政委員会 付託

（第二三号） 財政委員会 付託

（第二二号） 財政委員会 付託

（第二一号） 財政委員会 付託

（第二〇号） 財政委員会 付託

（第二九号） 財政委員会 付託

医療法

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の臨急的措置に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律

水産廳設置法

行政管理廳設置法

民事訴訟法の一部を改正する法律

保険募集の取締に関する法律

人身保護法

肥料配給公團令の一部を改正する法律

肥料配給公團令の一部を改正する法律

一、昨一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

國營競馬特別会計法案  
昭和二十三年六月以降の檢事等の俸給等に関する法律案  
昭和二十三年六月以降の判事等の俸給等に関する法律案  
昭和二十三年六月以降の審判等の俸給等に関する法律案  
報酬等に関する法律案  
國立光明室設置法案  
指定農林物資検査法案  
生活協同組合法案（參議院議員姫井伊介君提出）  
出案は次の通りである。

一、昨一日予備審査のため參議院から送付された次の議案は受領した。

一、昨一日參議院から受領した生活協同組合法案（參議院議員姫井伊介君提出）

一、昨一日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、昨一日參議院から受領した生活協同組合法案（參議院議員姫井伊介君提出）

一、去る六月三十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関する承認を求めるの件

一、昨一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

選舉運動等の臨時特例に関する法律案

一、昨日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

衆議院選挙法の一部を改正する法律案

一、昨日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

電信電話料金法案

郵便法等の一部を改正する法律案

刑事訴訟法を改正する法律案

種畜法案

榮典法案

一、去る六月三十日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正案に同意しないことを議決した旨並びに同案に対して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。

政治資金規正法案

一、去る六月三十日参議院に通じた同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等業法に関する特例案

一、去る六月三十日参議院送付の次の

内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

歯科衛生士法案  
歯科医師法案  
医療法案

興業場法案  
公衆浴場法案  
旅館業法案

理容師法特例案  
國民健康保健法の一部を改正する法律案  
温泉法案

法律案  
人身保護法案  
民事訴訟法の一部を改正する法律案  
件印紙法の一部を改正する法律案  
裁判所職員の定員に関する法律案  
一部を改正する法律案

水産廳設置法案  
行政管理廳設置法案  
裁判所職員の定員に関する法律案  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ訴訟代理人ニ付之ヲ準用ス

一、昨一日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

人身保護法案  
民事訴訟法の一部を改正する法律付に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、昨一日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

厚生省所管國立病院の整備に関する緊急質問(平工亮市君提出)

行政官廳の法律無視に関する緊急質問(重富卓君提出)

厚生省所管國立病院の整備に関する緊急質問(平工亮市君提出)

行政官廳の法律無視に関する緊急質問(重富卓君提出)

一、昨一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

肥料配給公團令の一部を改正する法律案

一、昨一日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案

港則法案

木船保険組合の解散に関する法律案

水先法の一部を改正する法律案

医師法案  
保険婦助産婦看護婦法案

新たに第九條ノ二として、弁理士ハ特許法第百二十八條ノ二

並ニ實用新案法第二十六條、意匠法

第二十五條及商標法第二十四條ノ規

定ニ依リ準用スル特許法第百二十八

條ノ二ニ規定スル訴訟ニ關シテ訴訟

代理人タルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ訴訟代理

人ニ付之ヲ準用ス

百二十八條ノ二に規定する訴訟の場合に弁理士もまた弁護士と同様に訴訟代理人となることができるという途を新たに開かんとするものであります。

第三は、罰則中罰金及び過料の額をそれく十倍及び二倍に引上げんとするものであります。

本委員会におきましては、予備審査の際、政府案について政府委員より説明を聽取し、参議院送付案が付託されまするや、特に参議院における修正案の発議者たる参議院鉄工業委員会理事小林英三君の出席を求め、参議院における修正箇所について説明を聽取するとともに、本案に熱心なる意見を有する司法委員銀治良作君、八並達雄君の委員外発言を許可する等慎重審議を行つたのであります。

質疑の焦点は第九條ノ二の挿入に関してであります。この改正は民事訴訟法第七十九條に抵触し、司法の根本原則に反するといふ銀治、八並両君の

本改正案の要點は、第一に、最近の物價趨勢並びに他の関係法律の規定を

中省略の部分

本改正案の要點は、第一に、最近の物價趨勢並びに他の関係法律の規定を

比較考慮して、弁理士の登録料を弁護士登録税額と同程度に増額せんとするものであります。

第二は、参議院における修正箇所で原則に反するといふ銀治、八並両君の

委員外発言に対し、特許法第十六條に

限り、同法第百二十八條ノ二の場合に理人とする途を開くことは、新憲法下当然であるといふ小林君との間に熾烈な論戦が展開せられたのであります。

定價一部二四二十錢

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話九段五三一〇〇〇〇 印刷局